

周南市国土強靭化地域計画（案）

**令和3年（2021年）3月策定
令和〇年（〇〇〇〇年）〇月改定**

周 南 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置付け	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係	2
第2章 基本的な考え方	3
1 基本的な方針	3
2 基本目標	4
3 事前に備えるべき目標	4
第3章 市の概況及び想定される災害リスク	5
1 概況	5
2 想定される災害リスク	7
3 対象とする災害	10
第4章 脆弱性の評価	11
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
2 施策分野の設定	13
3 脆弱性の評価結果	13
第5章 施策の推進方針	14
1 施策分野ごとの推進方針	14
第6章 施策の重点化	39
1 重点施策	39
第7章 計画の推進と進捗管理	40
1 計画の推進	40
2 計画の進捗管理と見直し	40

資料編

資料1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

資料2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

資料3 用語解説

第1章 計画策定の趣旨及び計画の位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加しており、特に平成30年7月豪雨(2018年)においては、周南市(以下「本市」という。)に甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震、能登半島地震等で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるとともに、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向け、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年(2014年)6月には、基本法に基づき国土の強靭化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定され、国は「国土強靭化」(ナショナル・レジリエンス)を推進している。

また、山口県においても、国土強靭化に県・市町や関係機関が一体となって取り組むため、平成28年(2016年)3月に「山口県国土強靭化地域計画(以下「県地域計画」という。)」を策定し、概ね5年ごとに見直しを行っているところである。

本市においても、国の基本計画と県地域計画との調和を図りながら、強靭で安全・安心なまちづくりを推進していくため、「周南市国土強靭化地域計画」を策定したところである。

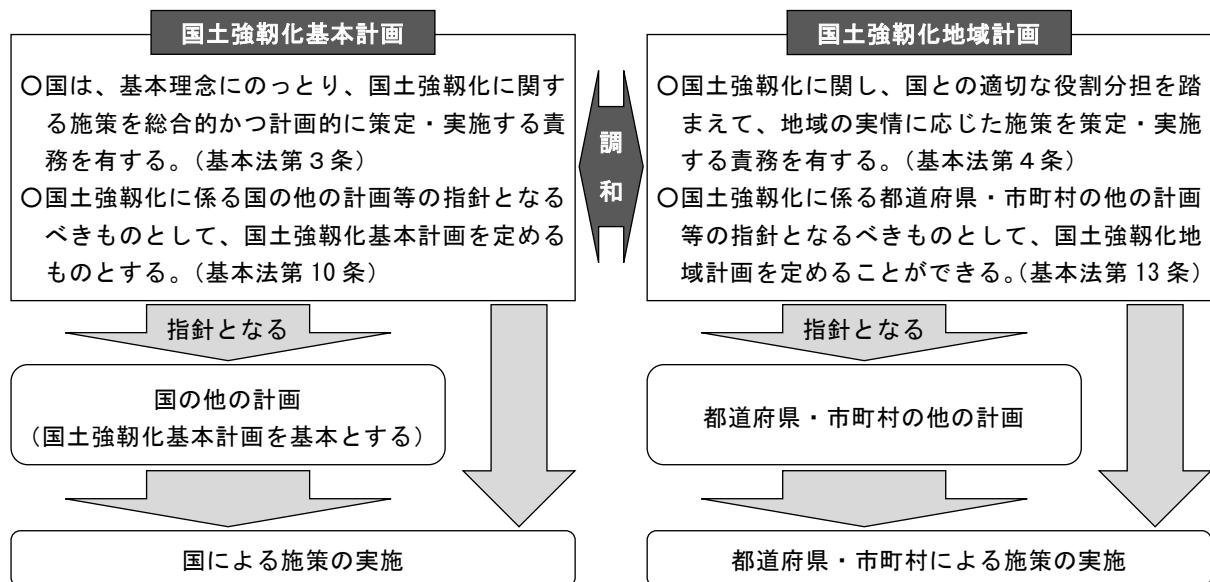


図 國土強靭化基本計画と國土強靭化地域計画の関係

2 計画の位置付け

「周南市国土強靭化地域計画」は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画であり、本市における国土強靭化に係る各種計画等の指針として定めるものである。

第13条 国土強靭化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 計画期間

計画期間は、基本計画に準拠し5年とし、目標年度を令和12年度（2030年度）とする。ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

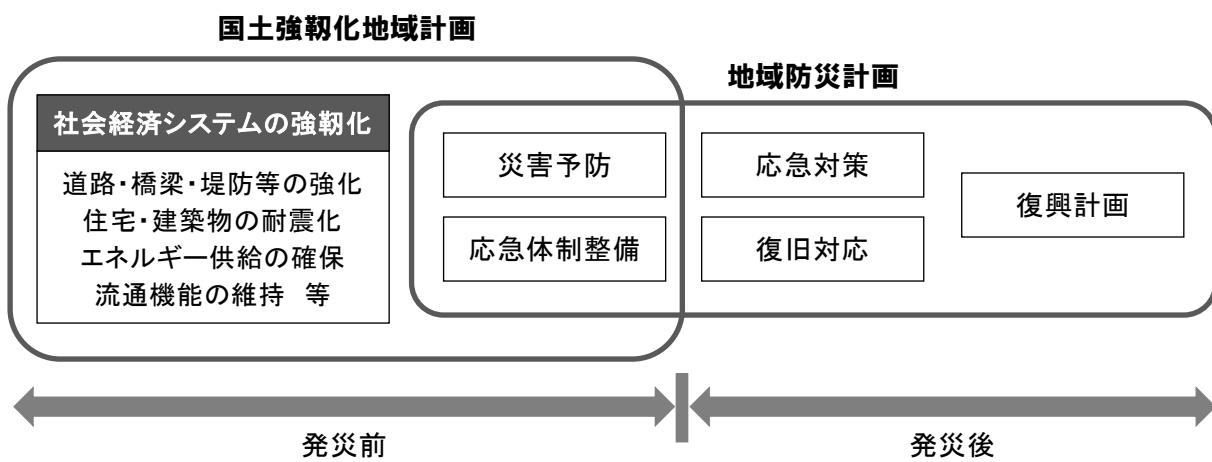
4 国土強靭化地域計画と地域防災計画との関係

国土強靭化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的な施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。

地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

表 國土強靭化地域計画と地域防災計画の比較

	國土強靭化地域計画	地域防災計画
特徴	あらゆるリスクを想定し、主に発災時に向けた平時の施策を対象	リスクを特定し、発災前から発災後にかけての対応を対象
対象のリスク	風水害、地震、津波、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	風水害、地震・津波など、個別の災害やリスクが対象
対象フェーズ	発災前（平時）	発災時・発災後
施策の重点化	施策の重点化・優先順位付け	一般的に明記なし
根拠法	国土強靭化基本法	災害対策基本法



第2章 基本的な考え方

1 基本的な方針

国土強靭化は、国・地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

国土強靭化地域計画は、基本計画との調和を保つつゝ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靭化地域計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて策定する。また、「県地域計画」と「第3次周南市まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）」との調和を図る。

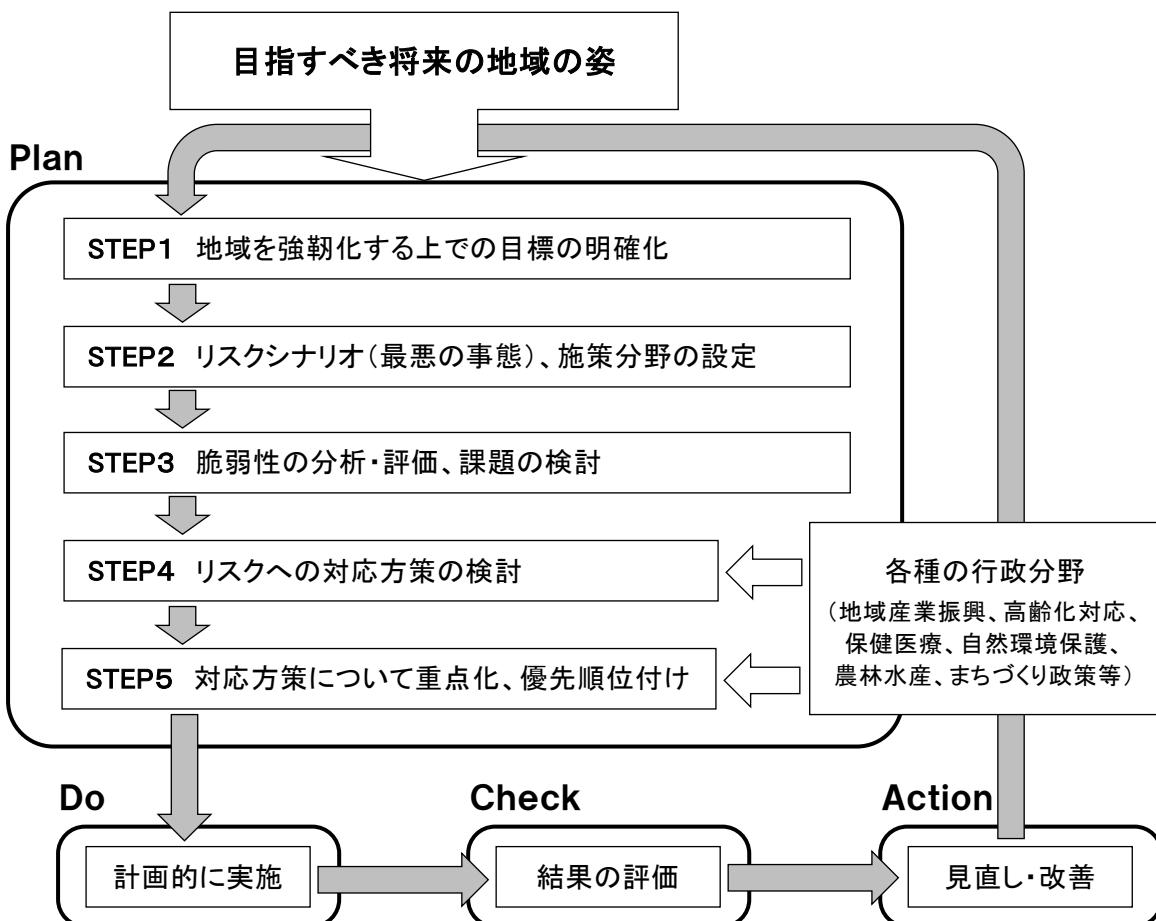


図 國土強靭化地域計画の基本的な進め方

2 基本目標

市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害（以下「大規模自然災害」という。）の様々な危機に対して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

これらの基本目標を達成するため、次の6点を事前に備えるべき目標として設定する。

表 事前に備えるべき目標

① 人命の保護	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
② 救助・救急、医療活動	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③ 行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
④ 経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑤ ライフラインの確保	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑥ 迅速な再建・復旧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1 概況

(1) 位置及び地勢

本市は山口県の東南部に位置し、西部は防府市・山口市、東部は下松市・光市、北部は岩国市及び島根県吉賀町に接し、また、南部は瀬戸内海に臨んでおり、東西約37km、南北約39km、面積656.29km²を有している。

地勢は、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに隣接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。北部にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。また、島嶼部は、瀬戸内海国立公園地区に指定されており、美しい自然環境を有している。

本市の北部には、標高600mから1,000m程度の山並みが続いている。山口県の主要河川である佐波川、錦川の上流区域で、各支流がこれに合流しており、急流が多く、錦川には向道ダム、菅野ダム、水越ダムの3箇所のダムを有し、佐波川の支流である島地川には島地川ダムがある。また、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地滑り、崖崩れ及び土石流の発生が多くみられる。

本市の東部には、田園住宅地の中を島田川が流れている。また、本市の南部には東から西光寺川、富田川、夜市川等の二級河川が流れしており、それぞれに谷底平野沿岸低地が形成されている。これらの地域では排水不良による冠水、急傾斜地での宅地造成に伴う崖崩れの発生が懸念される。

徳山湾を取り巻く島々及び大島半島は、変化に富む沈水海岸の特徴を備えている。

市街地の海岸線は埋立地が工場用地として造成され、大部分が人工海岸となっており、それらを含む海岸線の延長は非常に長く、高潮、津波による浸水被害が想定されている。

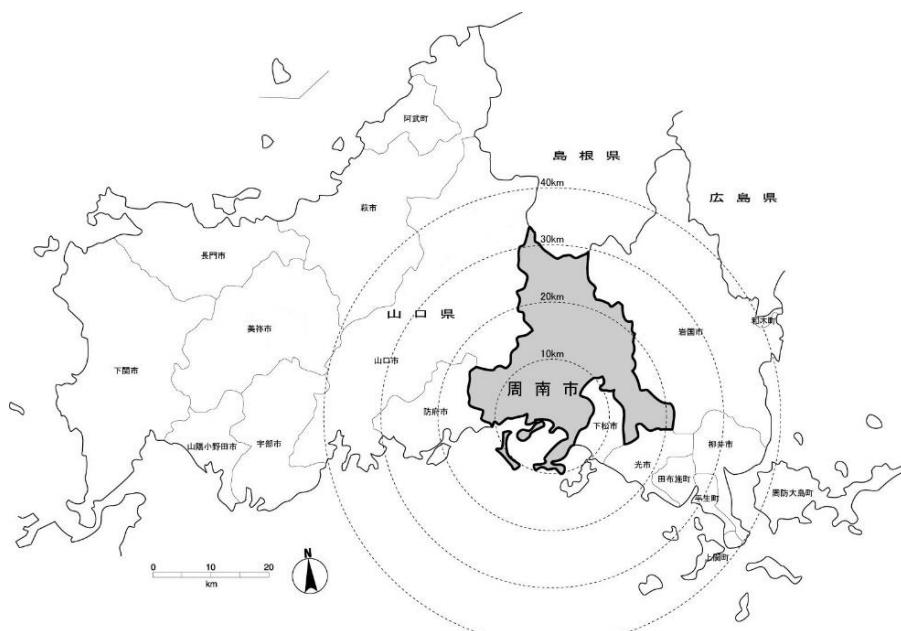


図 周南市の位置

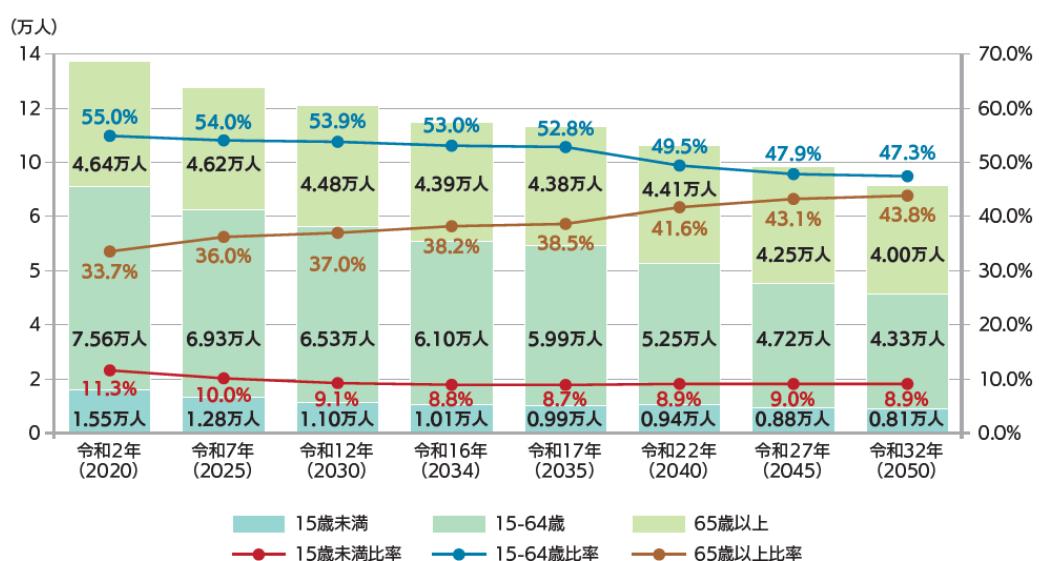
(2) 人口

令和2年（2020）年の国勢調査で約13万8千人であった本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32（2050）年に約9万1千人まで減少すると推計されている。

また、年齢階層別人口をみると、年少人口（15歳未満）や生産年齢人口（15歳～64歳）は一貫して減少している。高齢者人口（65歳以上）も、令和22（2040）年の推計を除き減少傾向にあるが、高齢化率は、令和2（2020）年の33.7%から令和32（2050）年には43.8%に上昇すると推計されている。

これらは出生数減少のほか、若者の市外流出などに歯止めがかかる状況が背景となっており、労働者不足や地域の担い手不足など地域経済や地域活力の低下に大きな影響をもたらしている。

■ 年齢階層別人口の推計（国立社会保障・人口問題研究所の推計）



※令和16（2034）年推計：国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに、市が算出

資料：第3次周南市まちづくり総合計画

2 想定される災害リスク

(1) 地震による被害

① 主要な断層による地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 60～90% 程度以上の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく 40% の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」がある。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされており、いつどこで地震を発生させるか分からぬ活断層が、県内で確認されており、その主なものは、大竹断層、菊川断層、大原湖断層系である。さらに本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯による地震被害も想定されている。

山口県は、国が平成 24 年(2012 年)8 月に公表した南海トラフ巨大地震のデータを基に、平成 25 年(2013 年)12 月に「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)」を作成するとともに、本市の南海トラフ巨大地震における震度を「5 強」と想定している。

また、山口県は、令和 7 年 3 月に公表された国の南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえ、県の実態に即した、より精緻化した被害想定を令和 7 年度に公表する予定である。

② その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要がある。具体的には、文献等に記載された活断層等から、県内各市町で地震動が最大となる渋木断層、厚狭東方断層、萩北断層、才ヶ崎断層、徳佐～地福断層、周防灘断層群、佐波川断層、大河内断層、日積断層による地震被害が想定されている。

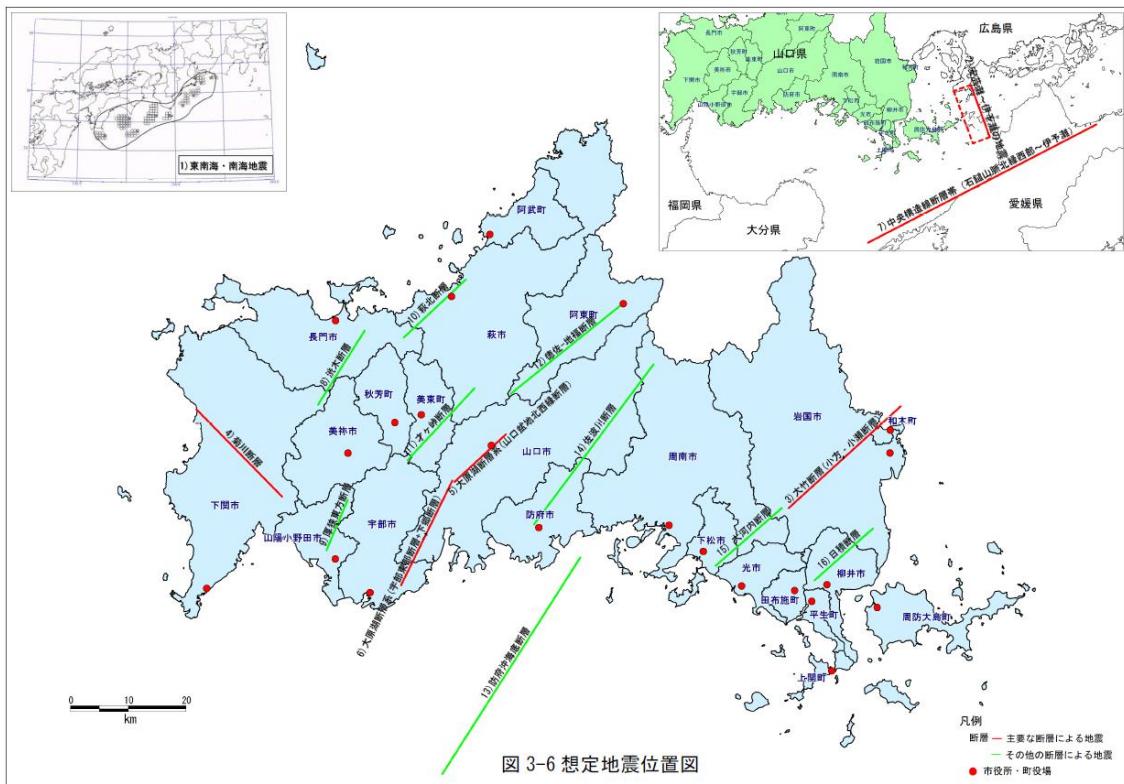
本市において特に影響が大きいとされる断層としては、周防灘断層帯、佐波川断層が周辺地域に確認されている。

本市による、被害想定結果は以下のとおりである。ただし、発災季節・時刻等の条件は、被害が最大となる場合とする。

表 周南市における建物及び人的被害想定結果

地震区分	建物被害				人的被害				
	全壊 棟数 (棟)	焼失 棟数 (棟)	出火 件数 (件)	半壊 棟数 (棟)	原因別死者(人)				負傷者 (人)
					建物 倒壊	津波	土砂 災害	火災 その他	
南海トラフ 巨大地震	128	—	2,286	—	—	—	—	—	49 4
安芸灘～伊予 灘の地震	64	0	0	128	2	0	1	0	0 27
大竹断層(小 方一小瀬断層)	780	272	1	4,209	24	0	20	1	45 439
周防灘断層群 主部	1,957	560	2	9,864	72	0	37	2	110 1,103
佐波川断層	1,245	192	2	7,057	38	0	29	0	67 725
大河内断層	2,239	308	2	5,613	110	0	25	1	136 832

資料：周南市地域防災計画 震災対策編



資料：山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年（2008 年）3 月）

図 山口県の活断層

（2）津波による災害

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成 24 年（2012 年）8 月）によると、南海トラフ巨大地震における本市の最大津波高は 5 m と想定されていたが、そのデータを基に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」から、本市の最大津波高は「3.7 m」であるとの推定結果が発表（平成 25 年（2013 年）12 月）された。

本市の沿岸地域が津波の影響を直接受けるとともに、西光寺川、富田川、夜市川等の河川からの遡上による浸水被害が想定される。

（3）石油コンビナートによる災害

本市は、周南工業整備特別地域の指定を受け、石油化学工業を中心とした臨海石油化学コンビナートを形成し、活発な生産活動を続けている。石油化学を中心とする工場は、可燃物や有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が懸念される。

このため、このような工場・産業災害の発生を予防し、発災時の被害の軽減を図ることを目的に、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

また、徳山下松港は国際拠点港湾として、石油を運ぶタンカー等船舶の航行が盛んであり、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航もあるため、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。



資料：山口県石油コンビナート等防災計画

図 石油コンビナート等特別防災区域

(4) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国各地で梅雨前線等の停滞による豪雨や局地的豪雨が頻発し、河川の氾濫や土砂災害等、大規模な被害が懸念される。長時間にわたる大雨となることがあり、特に警戒を要する。

本市には、島田川、錦川、渋川、島地川、夜市川、富田川、西光寺川等の主要な河川があり、それぞれ大雨の際には、河川流域の地域では浸水が想定されている。

また、山口県の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）数は全国で3番目に多く、県内では、本市は下関市、岩国市に次いで3番目に多い土砂災害警戒区域等を有している。

本市においては、平成21年7月中国・九州北部豪雨(2009年)、平成30年7月豪雨(2018年)等の際に、市内の各地で浸水や崖崩れ等の被害が発生した。

特に平成30年7月豪雨により、死者1名、重傷者1名、軽傷者1名の人的被害のほか、全壊3棟、一部破損7棟、床上浸水35棟、床下浸水64棟などの被害が発生した。

(5) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化による日本付近の海水温上昇など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念される。

台風による災害は、前述の浸水・土砂災害のほか、高潮や暴風による被害が想定され、特に、台風が本市よりもやや西側を通過する場合は台風の危険半円側にあたり、影響が大きくなる。高潮は、台風等の接近に伴う気圧の低下によって海面が上昇する「吸い上げ効果」と、台風等による強風が沖から海岸に吹き寄せることによって海面が上昇する「吹き寄せ効果」によって発生する。本市は南に開けた海岸線を有しており、本市よりもやや西側を通る台風の場合は、長時間にわたり本市に向かって南寄りの強風が吹きやすくなるため、特に警戒を要する。

過去にも、平成3年(1991年)台風19号、平成11年(1999年)台風18号、平成16年(2004年)台風18号、平成17年(2005年)台風14号等の影響により、様々な被害が発生した。

3 対象とする災害

本市に大きな被害をもたらす自然災害を、本市の地域特性、過去の災害発生状況や県で策定された地震や洪水などの被害想定、土砂災害警戒区域等の指定状況を踏まえ以下のとおり設定した。

また、こうした地震、大雨、台風のほか、着雪・積雪による停電や交通障害の発生等、市民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要がある。

表 計画の対象とする災害

災害の種類	想定する被害の様相等	周南市の災害特性
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後 30 年間の間に 60~90%程度以上の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8~9 クラスの地震により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。 (平成 26 年(2014 年)3 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 5 強)
断層型地震	周防灘断層群、大竹断層、佐波川断層など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード 7~8 クラスの地震により、大きな人身・建物被害が生じる。 (平成 20 年(2008 年)3 月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 強、周防灘断層群等の地震)
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が 3,043 箇所、特別警戒区域が 2,895 箇所指定されており、集中豪雨や大規模地震等により複数箇所で土砂災害が発生
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市内の河川の氾濫による浸水
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身・建物被害等が生じる。	海面の水位上昇に伴う、排水機能の低下による道路や住家等の浸水

第4章 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、本市の地域特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生	
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
	1-3	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生	
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
	1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 【救助・救援、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-2	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生	
	2-5	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-7	大規模な自然災害と感染症の同時発生	
3 【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流失	
	4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	
	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	
	4-5	農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	
5 【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後で	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービ	

	あっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		スが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2		電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・L P ガス等の燃料供給施設等の機能停止	
5-3		上下水道施設の長期間にわたる機能停止	
5-4		地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6 【迅速な再建・復旧】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	6-1	復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態	
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	6-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	

2 施策分野の設定

本計画の対象となる国土強靭化に関する施策の分野は、8の個別施策分野と3の横断的分野とする。

【個別施策分野】

- ①行政機能・消防等
- ②住宅・都市・情報通信
- ③保健医療・福祉
- ④産業
- ⑤交通・物流
- ⑥農林水産
- ⑦国土保全・土地利用
- ⑧環境

【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③デジタル活用

3 脆弱性の評価結果

脆弱性評価は、大規模自然災害に対して、どのような脆弱性（地域の弱点）があり、その脆弱性を克服するために何が必要かを洗い出すという、計画を策定するうえで重要な作業であり、設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、次のポイントを考慮して分析・評価を行った。

- 起きてはならない最悪の事態を回避するために何が必要か
- ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせているか
- 「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせているか
- 代替性やバックアップ体制が確保できているか

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を「資料編 別紙1」に、施策分野ごとの脆弱性評価結果を「資料編 別紙2」に示す。

【主な脆弱性評価の結果】

- 大規模災害に備え、避難所等の更なる確保並びに避難所の生活環境対策が必要
- 避難所ともなる学校施設への空調設備の整備が必要
- 大規模災害に備え、救急・救助活動等の体制強化が必要
- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、海岸保全施設等）の計画的な整備が必要
- 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化への対応が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 南海トラフ地震に伴う津波に対する対策が必要
- 南海トラフ地震に備え、防災業務のデジタル化を一層進めることが必要など

第5章 施策の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靭化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、施策分野ごとの推進方針や重要業績指標を定めた。

○脆弱性評価結果の改善策として、「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。

○基本計画における「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

施策分野ごとの推進方針及び重要業績指標を以下に示す。

(1) 個別施策分野

① 行政機能・消防等

■避難所等の確保

○災害発生時における住民等の安全確保のため、指定緊急避難場所や指定避難所を指定しているが、南海トラフ地震など大規模災害に備え、民間施設の活用も含め、今後も更なる避難先の確保に努める。確保にあたっては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクに留意する。あわせて、県と連携し、広域避難の検討を進める。

○南海トラフ地震に伴う津波に備え、令和7年に策定した周南市津波避難計画に定める「津波避難ビル等」の確保に努める。

○避難所の確保にあわせ、自助の観点から市民に対しては、在宅避難の知識や準備の仕方など周知・啓発を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
避難所の確保数	186箇所	向上させる	累計

■学校施設の安全対策

○避難所として想定される学校施設の屋内運動場や校舎において、空調設備等の整備による良質な生活環境の確保を引き続き目指すとともに、老朽化した外壁や屋根、屋上防水についても引き続き計画的に整備を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R 6)	目標値 (R12)	種別
空調設備が整備されていない 小中学校の特別教室等数	特別教室 229 室 屋内運動場 38 館	0 室 0 館	累計

■防災関係機関における情報伝達

- 南海トラフ地震など大規模災害が発生した際は、県や県内他市町、防災関係機関と連携し、災害対応を実施することとなる。この際、「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を連絡手段として活用することから、引き続き、平時から、定期的に保守管理を行うとともに、県・県内他市町・防災関係機関との通信訓練を計画的に実施する。

■非常物資の備蓄

- 災害時に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄を進めるとともに、要配慮者を含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める。
- 住民に対して、各家庭で1週間分の食料を目安にローリングストックなどによる備蓄を進めよう、防災訓練やシンポジウム、出前トークなど様々な機会を通じ、継続した普及啓発を行う。
- あわせて、災害時における物資の供給を確保するため、民間企業等との災害時応援協定の締結を積極的に進める。
- 必要な物資・資機材等の計画的な備蓄を進める中で、防災倉庫についても各種施設の更新時に併せて整備するなど、関係課と連携し取り組む。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R 6)	目標値 (R12)	種別
非常食の備蓄量	15,000 食	維持する	累計

■応援協定の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資や資機材等を確保できるよう、他の自治体等関係機関や民間企業と応援協定や支援物資の供給等に関する協定等を締結しているが、協定の拡充を図る等流通備蓄による対策をさらに進めるとともに、平時から訓練等実効性のある運用に向けた取組を推進する。
- 令和6年能登半島地震では、避難所において、乳幼児や女性、高齢者等の要配慮者向けの物資・資機材等の不足が問題となつたことから、要配慮者向けの物資・資機材等の供給に関する協定の締結をより積極的に進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R 6)	目標値 (R12)	種別
災害時応援協定の締結協定数	110 件	120 件	累計

■災害応援・救援物資の受援体制の強化・充実

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員を迅速かつ適切に受け入れるために、業務継続計画(BCP)で優先する業務及び不足する人員を把握し、災害時受援計画に反映させるとともに、応援要員の活動拠点・滞在場所の確保についても検討・調整を行う。また、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルを定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。
- 国や県、民間企業等からの物資等の受入を迅速かつ円滑に進めるため、連携訓練を実施する。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組

- 業務継続計画(BCP)及び災害時受援計画について、災害の被害想定等を確認しながら、非常時優先業務に係る必要人数や収集可能職員数、人的・物的支援の受入体制等について定期的に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う。
- 南海トラフ地震など大規模災害に備え、国や県、民間企業等からの物資等の受入を迅速かつ円滑に進めるため、物資等の受入に関する連携訓練を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
業務継続計画(BCP)の見直し回数	1回	維持する	年度内延べ

■集落の孤立防止対策

- 南海トラフ地震など大規模災害に備え、県と連携を図りながら、孤立のおそれがある集落や道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートを検討し、国・県への交通防災対策を要望する。
- 引き続き、気象情報を適宜確認しながら、避難情報を迅速かつ的確に発令し、早めの避難を促す。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

- 孤立集落発生を想定した図上シミュレーション訓練や、消防、警察、海上保安部との実働訓練などを実施し、救援体制を強化する。
- 災害発生時においては、被災状況の確認や物資輸送などにドローンを活用する。また、通信手段の断絶に備え、山口県が各地域に配備しているスターリンクの活用など、通信手段の確保に努める。

■災害対策本部機能の強化

- 災害対策本部指揮統制機能の充実・強化を図るため、防災専門員を中心として、大規模災害を想定した図上シミュレーション訓練など、より実践的な訓練を行い、課題等を検証した上で改善する。
- 災害対策本部各部の役割に応じた、大規模災害を想定した訓練を検討し、実施する。
- 統合型 GIS を活用した災害情報システムを導入し、被災状況や避難所の状況の庁内共有化を図り、迅速な災害対応を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
災害対策本部設置・運営訓練・指揮統制部図上シミュレーション訓練等の実施回数	2回	4回	年度内延べ

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 緊急消防援助隊に安全管理部隊等が新設され、山口県大隊応援等実施計画が見直されることが予測されることから、今後、県内の消防本部（局）が連携を密にし、部隊運用や活動方針の共有化を図る。

■総合防災訓練の実施

- 大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性に応じた発生する可能性が高い災害を想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や自主防災組織・学校等地域住民と連携した、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
総合防災訓練の実施	1回	維持する	年度内延べ

■救急・救助活動等の体制強化

- 救急隊員の教育体制として、「医師同乗システム・救急ワークステーション」による病院実習を行い、救急活動の充実・強化と大規模自然災害時の救急要請増加にも対応できる体制を確保する。
- JCHO 徳山中央病院とドクターカーの運用を行い、大規模自然災害時の救急需要への対応と、高度な医療による救命率の向上を図る。
- 消防車両の更新に併せ、大規模自然災害に適応した車両や資機材を導入するとともに、これらに対応するための訓練や職員教育を実施する。

■避難所の生活環境対策

- 災害発生時において、避難所における良好な生活環境を確保するため、計画的に避難所運営に必要な物資・資機材の備蓄を進めるとともに、民間企業等との物資の供給に関する協定の締結を進め、流通備蓄の確保に努める。
- 令和6年能登半島地震では、避難所において、乳幼児や女性、高齢者等の要配慮者向けの物資・資機材等の不足が問題となったことから、要配慮者含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める。
- 避難所となる公共施設の新築・更新にあたっては、マンホールトイレや非常用電源設備の設置など防災の視点を踏まえながら、必要な機能を検討する。

■地域の治安の維持

- 平常時から市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、警察や防犯協会などの防犯関係団体と連携して啓発活動を実施する。
- 災害発生時における犯罪抑止等に向け、自治会で管理する防犯灯の設置補助を引き続き実施し、平常時からの適切な維持管理やLED化を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
防犯灯のLED化率	98%	100%	累計

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

- 災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、信号機電源付加装置の整備・更新を図るとともに、協定に基づく民間警備員等により交通誘導人員を確保する。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

- 信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備・更新を図る。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

- 市が所有する防災拠点となる公共施設等については、国庫補助制度等を活用して耐震診断や耐震補強工事等を検討し、耐震改修工事の実施や建替等の取組を推進する。

■行政施設の非常用電源の整備

- 市指定避難所の中でも、災害発時に避難所として活用する頻度の高い市民センター等を中心に、停電時の非常用電源として、FCV・EVを活用した、V2H（Vehicle to Home）方式による給電設備（電源取込口等）の整備を順次進める。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検・保守を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
非常用電源設備設置箇所数	21 箇所	27 箇所	累計

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

- マイナンバー利用事務系システムは、災害発生時の業務継続のため、ネットワーク冗長化及び県内4市1町で締結している災害協定に基づく連携体制を維持していく。
- 内部事務システムやグループウェア等のシステムについて、ネットワーク冗長化を検討する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
マイナンバー利用事務系システム稼働率	99.9%	維持する	年度内延べ

■行政情報の災害対策

- セキュリティ面での評価を十分に行った上で、行政資料をクラウドサービスへ保存する環境の構築を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
行政資料ファイルサーバのクラウドサービス化	未実施	実施	年度内延べ

■広域連携体制の構築

- 山口県及び県内19市町で締結している「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町と連携していく。

■災害応援の受入体制の構築

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、国や他自治体、関係機関からの応援要員を迅速に受入できるよう、業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の見直しを適宜行う。また、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や運用マニュアルを定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。

■消防団員等の確保・育成

- 周南公立大学・徳山工業高等専門学校及び周南市の三者連携により、学生消防団の入

団促進等に取り組むとともに、消防団協力事業所の拡充など、持続的な団員確保に努める。

○消防団員による自主防災組織への研修や地域活動を通じて、地域防災力の向上を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
消防団への新規入団者数	44人	150人	累計

■消防施設の強靭化

○老朽施設を計画的に更新し、消防ニーズに応じた建物規模や構造とするなど機能強化を進め、大規模自然災害時にも消防活動拠点として自立した運営が可能な施設を整備する。

■消防通信指令体制の整備・高度化

○消防情報通信体制の充実や高度化を推進し、計画的な更新と適切な維持管理によって、災害対応能力を向上させる。

■文化財防災対策の促進

○文化財に対する防火意識を地域住民、特に将来を担う子どもを対象としてさらに普及啓発するとともに、各施設において自衛消防体制の充実を図っていく。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
文化財等消防訓練への参加者数	65人	150人	年度内延べ

■応急仮設住宅の迅速な供与

○十分で適切な立地となりうる応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の新規選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行く。

② 住宅・都市・情報通信

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き木造住宅の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用を促進する。

○住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
住宅の耐震化率	82.6%	90%	累計

■建築物の耐震化

- 建築物の耐震化を一層推進するため、引き続き多数の者が利用する建築物等の耐震診断に対する支援や耐震改修工事に対する支援制度の積極的な活用の促進及び避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え工事への支援を実施する。

■幹線街路の整備

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保、救急活動、防災機能に寄与する緊急輸送道路、都市計画道路の整備を、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

■住宅の防災対策の推進

- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカーの設置について、引き続き普及啓発を行う。
- 大規模自然災害に起因して街区火災などに至らないよう、住宅用火災警報器の設置や維持管理、カーテン等の防炎物品の普及、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器具の設置など、市民の住宅防火対策が総合的に向上するよう推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
高齢者に対する住宅防火講話の参加人数	導入	300人	累計

■耐震性防火水槽の整備

- 老朽化した防火水槽を更新する際、地域の状況を考慮し、耐震性防火水槽への更新を検討する。
- 開発行為に伴い防火水槽を設置する場合は、耐震性防火水槽の設置を推奨する。

■空き家対策の推進

- 空き家の管理は所有者の責務であることから、民間団体と連携し、所有者に対する啓発や支援を行うことで、空き家の適正管理を図る。
- 倒壊のおそれ等がある危険な空き家の除却支援や、空き家情報バンクの運営により、危険空き家の予防と空き家の利活用の両面から対策を行う。

■住宅密集地における防災対策の推進

- 建築物や細街路からなる住宅密集地においては、生活道路の整備など住環境の改善を進め、延焼の拡大防止と避難の円滑化を図る。

■災害に強いまちづくりの推進

- 災害に強いまちづくり等を進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家対策総合支援事業を推進する。

■多様な情報収集伝達手段の確保

- 市民等への迅速かつ的確な避難情報等の伝達に向けて、引き続き、防災行政無線、コミュニティFMを活用した防災ラジオ、しゅうなんメール、SNSなど様々な媒体を活用する。
- 様々な媒体からの伝達を一括で同時配信する機能を有する「災害情報システム」を導入し、より迅速かつ的確な避難情報等の伝達に努める。
- 電子メールやSNS等の情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア・通信事業者・自主防災組織等と平時からの連携強化に努める。
- 令和6年度に導入した災害対応用ドローンを活用し、被災状況等の確認を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
防災ラジオの普及台数	5,362台	向上させる	累計

■自然災害の危険性が高くない地区への定住促進

- 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域等について、開発許可の厳格化と危険な区域からの移転の誘導を図るとともに、居住促進区域への定住を促進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
居住促進区域内人口密度	46.1人/ha	45.9人/ha	年度末時点

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

- 災害時に必要とされる情報が迅速に、また正確に発信できるように、情報の収集、確認、発信方法をマニュアル化する。
- 外国人住民が災害に対する正しい知識が得られるように、防災セミナー等を開催し意識啓発を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
外国人向け生活情報 SNS（周南市公式 Facebook）のフォロワー数	122 人	200 人	累計

■水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画（BCP）における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高める見直しを進める。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○災害時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、適切な点検・修繕を行いつつ水道施設の機能維持に努めながら、水道システムの急所となる施設や避難所などの重要施設に接続する管路、基幹施設や経年管などの計画的な耐震化・老朽化対策を着実に進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
水道管路の耐震化率	34.7%	39%	累計

■水道施設の応急対策

○被災後の迅速な応急給水活動や施設の応急復旧に対応するため、職員の危機対応能力の向上や施設の代替性、多様性の確保を図るとともに、日本水道協会等による相互応援活動を迅速かつ円滑に実施できるように訓練、研修等を通じて応援・受援に係る体制と運用方法等の確立を進める。

■下水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

○下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画（BCP）の実効性を高める見直しを進める。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

○高度経済成長期以降に整備された下水道施設の老朽化が加速度的に進んでいる。施設更新には多額の費用を要することから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画や民間活力を活用した官民連携手法などにより、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を推進する。

○災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道システムの急所となる施設や避難所などの重要施設に接続する管路などの施設について、計画的に耐震化を推

進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
下水道管渠の改築延長	4,680m	6,444m	年度末時点

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

- 集落排水施設の機能保全対策をより適切かつ効率的に実施する。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

- 浄化槽台帳システムによる一元管理を行い、適正に管理を行っていく。
- 引き続き国の循環型社会形成推進交付金を活用し、浄化槽整備区域にある単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、さらなる整備率の向上に取り組む。
- 災害時の早期復旧のため、浄化槽台帳システムを活用し、関係機関と連携した防災体制の構築等、災害対応力強化を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
浄化槽整備区域の浄化槽整備率	49.1%	50.3%	累計

■下水道（雨水）の整備

- 近年の豪雨の局地化・集中化・激甚化に伴う内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道管（雨水）や雨水ポンプ場などの整備を効果的かつ計画的に推進する。
- 計画的な浸水対策事業を実施しているが、事業完了までには長い期間と多額の費用を要する。

■内水ハザードマップの活用

- 市民が適切かつ円滑な避難行動ができるよう、関係機関と連携し、防災訓練等を通じて内水ハザードマップの活用を促進する。
- 下水道（雨水）の整備状況により、想定される浸水区域や浸水深が変わるため、内水ハザードマップの内容の見直しを適時検討する。
- 内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図るため、下水道の日などの各種イベントにおいて内水ハザードマップを活用することを検討する。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

- 大規模災害時の防災体制の確保に向けて、広域防災拠点である周南緑地、地域防災拠点である永源山公園、広域避難地である徳山公園について防災機能の充実を図る。また一時避難地となる身近な公園や、避難路となる緑道について、適切な配置や維持管理

理に努める。

■情報通信環境の強化

○携帯電話不感地域の解消に向けて、引き続き電気通信事業者に対して働きかけを行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
携帯電話不感解消要望地域	5 地域	0 地域	累計

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、中国地方非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。

③ 保健医療・福祉

■福祉施設の防災対策の推進

○高齢者施設等の安全・安心を確保するため、防災・減災対策及び感染症の感染拡大防止対策を推進する。
○福祉施設等の安全・安心を確保するため、引き続き防災・減災対策を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	1 箇所	維持する	年度内延べ

■避難行動要支援者対策の促進

○毎年、避難行動要支援者名簿を更新し、府内関係課、関係機関と避難行動要支援者の情報把握に努めている。全ての自主防災組織に名簿を受領していただけるよう取り組む。
○個別避難計画の作成については、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から順次作成が進むよう取り組む。また、地域の実情に応じた作成体制の構築のサポートを行っていく。
○県において、令和6年能登半島地震を踏まえ、大規模災害時の市町を超える広域避難の検討が行われており、協力して検討を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
避難行動要支援者名簿受領組織数	20 組織 (20／35)	35 組織 (35／35)	年度末時点

■福祉避難所の指定・協定締結

- 災害の発生に備え、福祉避難所の箇所数増に取り組む。また、平時から福祉避難所運営に必要な資材等の調達方法や関係者との連絡体制等について適宜確認するとともに、関係者や関係機関等の参加による訓練等を実施し、災害時において、迅速かつ的確な行動が取れるよう防災意識の向上に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
福祉避難所の指定数	18 箇所	20 箇所	累計

■福祉施設等の安全対策

- 災害危険箇所等に立地している福祉施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進する。

■医療従事者確保に係る連携体制

- 災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や徳山医師会等関係機関との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討を進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
オンライン診療導入診療所数	1 箇所	4 箇所	累計

■感染症への意識向上及び対策の整備

- 災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、保健所や関係機関と協力し、感染症拡大の抑制や医療体制の充実に努めるとともに、各種研修及び訓練を実施する。

- 災害発時感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒等を必要に応じて実施できるように、資材の確保や体制整備を確立する。

- 感染症発生前から、市民等が感染症に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策等の個人レベルでの感染対策や衛生用品や生活必需品等の備蓄を実践するよう周知する。

■予防接種の促進

○感染症によるパンデミックの拡大、社会機能の停止、災害時の二次被害等を回避するため、感染症から身を守る手段として予防接種を重視し、県や医師会等と連携し、平時からの接種促進と災害・緊急時の接種体制整備を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
高齢者のインフルエンザワクチン接種率	52.1%	向上させる	年度末時点

④ 産業

■エネルギー供給事業者の災害対策

○災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。

■企業の業務継続計画（BCP）策定の促進

○県や商工団体等と連携し、業務継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の必要性について普及啓発を行う。また、事業継続力強化計画については、国から認定を受けた中小企業が行う防災・減災設備の投資に対する、低利融資等の金融支援や減税措置などの支援策についても併せて周知する。

■石油コンビナート防災体制の強化

○防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び企業を含めた関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。

○通常想定される消防機関と事業所の大規模災害を想定した訓練に加え、各事業所の自衛消防隊単独の訓練や、事業所の枠を超えた各自衛消防隊の連携訓練など、より現実に近い訓練も実施する。

○危険物施設等の立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導するとともに、防災訓練等の積極的な実施についても、法定講習等の機会を捉え指導し、防災力の向上を図る。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

○石油タンク（特定・準特定屋外タンク貯蔵所）及び重要度の高い高圧ガス貯槽等については、耐震基準適合済みとなっている。高圧ガス設備については、耐震性能の向上のための改修計画を重要度が高い設備から推進するよう関係事業所に求め、改修が困

難な設備の場合は、山口県石油コンビナート等防災計画を踏ました被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練により防災体制の強化を図る。

■緩衝地帯等の保全

○臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、引き続き緩衝地帯等の保全に努める。

⑤ 交通・物流

■橋梁の長寿命化

○新技術の活用による長寿命化やコスト縮減、橋梁の集約化などを進めながら、長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持管理に努める。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策

○大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国や県と連携し、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化及び電線類の地中化等を実施する。

■道路の防災対策

○道路斜面の落石・崩土や地下埋設物等による陥没を未然に防ぐため、道路のパトロールや路面下空洞調査を定期的に実施し、必要な防止対策を講じる。これにより、災害時における安全な通行の確保を図る。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

○大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、市街地における幹線道路の無電柱化を推進する。

■道路施設の老朽化対策

○道路施設の老朽化により、災害時における安全な通行に支障が生じないよう、道路施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持補修に努める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
舗装改修面積	24,000 m ²	50,000 m ²	累計

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす地域高規格道路の整備等、広域的な道路ネットワークの構築を図る。

■安全な避難路の確保

- 市民が安全に避難できるよう、市道の環境整備と計画的な維持管理に努める。
- 中山間地域においては、市道のみならず農道や林道も社会基盤上重要な施設であるため、適切な保全に努める。

■燃料供給の確保

- 燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、水素の利活用についても検討していく。

■災害発生時の物流機能の確保

- 災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結など連携を図りながら、課題の整理を進めていく。また、物流機能の確保のため、県及び民間企業と連携し代替経路の検討・調整を行っていく。

■輸送ルートの代替性の確保

- 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、府内関係課、県、交通事業者等と情報共有を図る。

■公共交通ネットワークの維持・確保

- 地域の公共交通ネットワークを維持・確保できるよう、周南市地域公共交通計画に基づき、効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、交通結節点の環境整備や、交通事業者や警察、国、県などの関係機関との連携強化に取り組む。

■災害発時における公共交通の維持・確保

- 交通事業者や警察、国、県などの関係機関とのさらなる連携強化を図ることで、災害発生時における公共交通の運行情報を迅速かつ円滑に発信するとともに、運休などが生じる場合には、効率的な代替輸送や被災からの早期復旧などの検討・調整を行うなど、公共交通の維持・確保に取り組む。

⑥ 農林水産

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

- 点検診断を計画的に実施し、状態の悪い施設については、補修工事を進め災害発時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
林道の橋りょう補修工事	0件	5件	累計

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法により防災工事等の国の財政上の措置が行われたため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
ため池防災事業の完了率	30%	70%	累計

■食料生産体制の強化

○若い世代を中心とした就農や農業法人への就業、異業種の法人の農業参入等、多様な農業の担い手確保を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
新規就農・就業者数	123人	165人	累計

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○地域の中心的な担い手が農業経営を継続・発展できるよう、地域計画に基づく、農地の集積・集約化を推進するとともに、省力化が期待できるスマート農業の導入や、施設・機械等の整備を支援することで、営農基盤の強化を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
スマート農業の普及率	29.6% (8農家/27農家)	66.7% (20農家/30農家)	年度末時点

■漁港施設の整備・老朽化対策

○漁港施設の防災・減災対策を強化し、自然災害に強い漁港・漁村づくりを目指することで、災害発生時の被害を最小限に抑え、漁業活動の継続や早期復旧を可能にする。

○拠点漁港については、災害時でもその機能が維持できるよう、機能保全計画に基づいた施設の維持管理・更新等の老朽化対策を実施すると同時に耐震化に資する工事も推進していく。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
機能保全工事の実施済数	4件	7件	累計

■農林水産物の移出・流通対策

○卸売市場は、生鮮食料品等の流通を担う重要な社会インフラであり、災害などの緊急時においても、その機能を維持し、被災時においても早期に復旧することが求められる。そのため、ソフト面では業務継続計画（BCP）の見直しや改善を図るとともに、市場間の「災害時相互応援協定」の締結を検討する。また、ハード面では、建築基準法に基づく12条点検の実施、日常の自主点検の徹底を図り、施設・設備の機能の維持と長寿命化を進め、常に機能が十分に発揮される市場づくりを進める。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
場内避難訓練参加者事業者数	5事業者 (5/14)	14事業者 (14/14)	累計

■農地の利用促進

○地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
中山間地域等直接支払取組面積	509ha	510ha	累計
多面的機能支払取組面積	831ha	860ha	累計

■農地の生産基盤の整備推進

○担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の区画整理、用排水施設の整備等を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
ほ場整備面積	818ha	880ha	累計

■森林の計画的な保全管理

○森林の有する公益的機能の発揮に向けて、適切な経営管理が行われていない私有林の

スギ・ヒノキ人工林において、引き続き、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、森林の適切な管理と循環利用の促進により森林環境の整備を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
私有林のスギ・ヒノキ人工林における保育間伐実施面積	1.6ha	60ha	累計

(7) 土地利用

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

○津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、計画的に護岸・堤防等の海岸保全施設の整備を推進するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める。

■河川改修等の治水対策

○近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住民の暮らしの安全・安心を確保するためには、流域治水対策を踏まえて、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持管理等を着実に推進する。
○水位情報の見える化を進めることで、ハード・ソフトの一体的な河川管理を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
準用河川黒木川・隅田川の河川改修事業進捗率	57.3%	67.7%	年度末時点

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

○令和7年度に新たに浸水想定が公表される県中小河川についても、市で洪水ハザードマップの整備を進め、周辺住民に対し周知を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
県中小河川の洪水ハザードマップの作成	-	27河川	累計

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

○住民の適切な避難行動を促すため、下関地方気象台等と連携し、正確な気象情報の

把握に努め、速やかな避難情報の発令を行っていく。また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について、住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、出前トークや防災訓練等の機会を通じて継続して啓発を行う。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地ごとの地盤調査の優先度の評価を踏まえ、計画的に安全性調査等を実施し、その調査結果を住民に情報提供することで防災に対する理解を深めるとともに、安全性確保のために必要な滑動崩落防止対策を推進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
大規模盛土造成地の第二次スクリーニング実施箇所数	0 箇所	8 箇所	累計

■山林地域における防災対策

○荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む。）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
小規模治山工事件数	1 件	維持する	年度内延べ

■地籍調査の促進

○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、引き続き地籍調査事業を促進する。

【重要業績指標】

重要業績指標	R6 年度	R12 年度	種別
地籍調査進捗率	18% (117.14 km ² / 647.53 km ²)	向上させる	累計

⑧ 環境

■有害物質の流出・拡散防止対策

○災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係機関と連携し、法令等に基づく監視検査・指導等を実施する。

○万が一の流出の際には、被害が最低限に留めることができるよう、日常的な準備と訓練についても各事業所へ指導するとともに、常備消防の装備の充実と人材育成を併せ

て進める。

■災害廃棄物の処理体制の構築

- 災害廃棄物の仮置場の設置に関する訓練や高齢者世帯で発生した災害廃棄物の戸別収集体制の検討など災害廃棄物処理の実効性の高い取組を推進する。また、平時の備えとして災害廃棄物処理に関する協定締結を進める。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

- 災害発生時において各種協定に基づく協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるように、災害規模を踏まえた県・他市町・関係団体間の情報共有を図るとともに、随時、連絡体制等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を強化する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
災害時におけるし尿等の収集運搬及び災害廃棄物処理等の協力締結事業所数	19 事業所	22 事業所	累計

■災害廃棄物の収集・運搬対策

- 災害発生時において、各種マニュアルや協定に基づき円滑に災害廃棄物等が収集・運搬されるように、国・県・市の関係部局、協定締結している民間事業所、その他関係団体間との連携強化を図る。

■災害廃棄物の処理施設の整備

- 周南市、下松市、光市で構成する周南地区衛生施設組合の次期施設整備計画として環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設((仮称)周南地区衛生施設組合新清掃工場)の更新整備を進める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

■地域コミュニティの強化

- 災害時に機能する自治会運営に向けて、周南市自治会連合会との連携により、自治会運営に係るガイドブックを作成し、各自治会に配布する。また、必要に応じて効率的な自治会運営に向けた講習会等を開催する。
- 周南市自治会連合会及び山口県宅建協会周南支部との連携により、自治会加入促進に向けた取組を支援する。
- 老朽化が進んでいる市民センター等について、公共施設再配置計画や施設分類別計画に基づき、計画的に修繕や改修を行うことで長寿命化を図りつつ、地域の意見を聞きながら着実に施設整備を進める。また、工期短縮やコスト削減のための新たな工法についても検討を行い、迅速な施設整備を進めていく。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
自治会加入率	71.2%	維持する	年度末時点

■自主防災組織の活動支援

- 自主防災組織の活動の活性化を図るため、引き続き、防災専門員や市防災アドバイザーによる講座の開催や自主防災組織を対象とした研修会の実施、活動に対する補助金制度、地区防災計画の策定支援など、様々な施策で自主防災活動を支援する。
- 災害時の「逃げ遅れゼロ」の実現を目指し、県や関係機関と連携した率先避難の促進の取組を支援する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
率先避難促進事業に取り組む 自主防災組織	16組織	35組織	年度末時点

■防災意識の啓発

- 住民の防災意識を高めるため、引き続き関係機関と連携を図りながら、市防災アドバイザー制度の活用や防災専門員の講座を通じた防災意識の啓発、自主防災組織の育成研修や防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。また、各種ハザードマップの更新、WEB版ハザードマップの更新・機能の充実を進め、災害危険個所の周知や防災意識を啓発する有効なツールとして、より活用度を高めていく。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
出前トーク開催数	40回	60回	年度内延べ

■津波避難対策の促進

- 山口県が令和7年度に公表する予定の南海トラフ巨大地震に係る被害想定を基に津波ハザードマップを作成し、沿岸部の住民等に周知する。
- 令和7年に策定した周南市津波避難計画に基づき、津波浸水想定区域にあるすべての自主防災組織等が、地区津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、情報提供など必要な支援を行う。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
地区津波避難計画を作成した 自主防災組織数	—	11組織	累計

■防災教育の推進

- 「学校安全に関するアドバイザー」を活用して、より実践的な避難訓練等を実施する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
「学校安全に関するアドバイザー」を 活用した避難訓練等実施学校数	2校（2/40）	5校（5/40）	累計

■地域防災リーダーの育成

- 地域防災リーダーの人材育成のため、自主防災組織を対象とした研修会の実施や、県の実施する自主防災アドバイザー養成研修の活用等、様々な事業を進める。
- 市防災アドバイザーや防災専門員などによる講座を地域において実施し、災害に対する意識啓発を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
市アドバイザーによる講座の回数	44回	50回	年度内延べ

■災害ボランティア受入体制の構築

- 社会福祉協議会が開催する周南3市災害ボランティア活動支援団体担当者連絡会を定期的に開催し、災害ボランティアセンター開設のシミュレーションを行うとともに、連絡会への参加団体を増やし、多方面での関係構築を図ることで同時被災に耐えうる

災害ボランティアセンターの運営を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
ボランティア活動支援団体担当者連絡会の参加団体（行政・社協除く）	3団体	5団体	年度末時点

■災害ボランティアコーディネーターの育成

- 市社協が一般市民向けの講座「周南3市（周南、下松、光）災害ボランティア講座」を開催しているが、今後幅広く周知し、多くの市民へ講座の受講を促進し、災害ボランティアコーディネーター役の育成を図る。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	種別
災害ボランティア講座受講人数	30人	60人	年度内延べ

② 老朽化対策

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

- 「周南市公共施設再配置計画（公共施設等総合管理計画）」に基づき、公共建築物のマネジメントとして総量の適正化・不要施設の有効活用や民間活力の活用検討に取り組む。また、耐震化の推進を含む施設の長寿命化の推進等、計画的かつ効率的に施設整備・維持管理の取り組みを進める。
- 高度経済成長期以降に集中的に整備された公共土木施設が、今後一斉に老朽化することを踏まえ、中長期的なトータルコストの削減・平準化を図りつつ、維持管理・更新を確実に実施する。
- 公共土木施設等の異状を早期に発見し、早期に対応を図るため、AI・GIS等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。

③デジタル活用

■消防DX化の推進

- 操縦者の養成を行い、消防用ドローンの安全運航と災害現場での更なる有効活用を検証する。
- 災害特性を考慮し、各種任務に応じた機体の調達と、常時運用を行うための機体の配備・更新計画などを立案する。

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
消防用ドローン操縦者の養成数	3名	13名	累計

■防災DX化の推進

- 防災行線無線、しゅうなんメール、防災ラジオ等の様々な媒体から避難情報を一斉配信することが可能な「災害情報システム」を新たに導入する。
- 「災害情報システム」は、統合型GISの地図情報を活用した庁内共有システムの機能を有しており、この機能で、避難者状況や被害状況など様々な情報を共有し、より迅速かつ的確な災害対応を実施する。
- 令和6年度に導入した災害対応用ドローンを活用し、被災状況の確認を行う

【重要業績指標】

重要業績指標	現状値（R6）	目標値（R12）	種別
災害情報システムの導入	検討	導入・運用	年度末時点

第6章 施策の重点化

1 重点施策

県地域計画では、重点的に推進する取り組みとして、以下の7つの取組を掲げている。

- 大規模自然災害に備えた施設整備 ○生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策
- ライフライン・サプライチェーンの確保 ○石油コンビナート防災対策 ○中山間地域における防災対策 ○地域防災力の充実強化 ○災害対応力の充実強化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、令和6年能登半島地震の課題や本市の直面するリスクや地域特性等を踏まえ、①影響度・②重要度・③緊急度の観点から重点化すべき取組を選定した。重点化を図る主な取組内容を以下に示す。

表 重点化を図る主な取組内容

施策分野	主な取組内容
①行政機能・消防等	<ul style="list-style-type: none">■避難所等の確保■学校施設の安全対策■救急・救助活動等の体制強化■非常物資の備蓄■孤立集落発生時の救援体制の確保■避難所の生活環境対策■防災拠点となる公共施設の耐震化
②住宅・都市・情報通信	<ul style="list-style-type: none">■多様な情報収集伝達手段の確保■水道施設の耐震化・老朽化対策■下水道施設の耐震化・老朽化対策
③保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none">■避難行動要支援者対策の促進■福祉避難所の指定・協定締結
④産業	<ul style="list-style-type: none">■石油コンビナート等防災体制の強化
⑤交通・物流	<ul style="list-style-type: none">■橋梁の長寿命化■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策
⑥農林水産	<ul style="list-style-type: none">■ため池等の廃止や改修・老朽化対策■漁港施設の整備・老朽化対策
⑦国土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none">■海岸保全施設の整備・老朽化対策■河川改修等の治水対策■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備
⑧環境	<ul style="list-style-type: none">■災害廃棄物の処理体制の構築
⑨リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">■自主防災組織の活動支援■津波避難対策の促進
⑩老朽化対策	<ul style="list-style-type: none">■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
⑪デジタル活用	<ul style="list-style-type: none">■消防DX化の推進■防災DX化の推進

第7章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 自助・共助・公助が一体となった計画の推進

本市の強靭化の実現には、本市の全職員をはじめ、国や山口県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識を持ち、適切な「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、計画を推進する必要がある。

このため、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取組むことや、国や山口県の各種補助事業の活用や民間活力の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画：PLAN）、施策の計画的な実施（実行：DO）、施策の進捗管理・結果の評価（評価：CHECK）、計画の見直し・改善（改善：ACTION）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

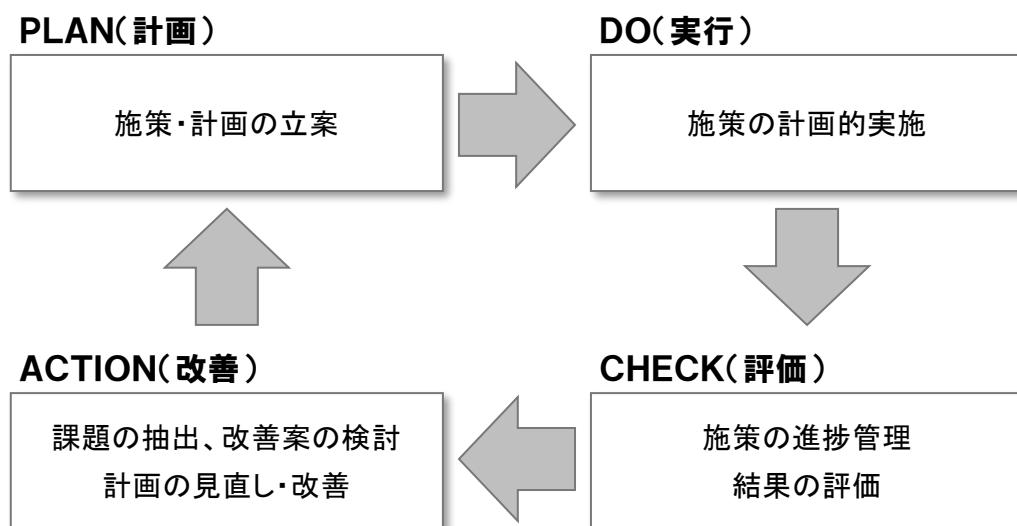


図 計画の進捗管理

資料 編

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

■住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率は82.6%（H30/2018）と、全国平均の約87%（H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

■建築物の耐震化

- 多数の者が利用する建築物等の耐震化率は令和元年度（2019年度）末時点で81.2%と、全国平均の約89%（H30/2018）を下回っていることから、引き続き、耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。
- ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

■橋梁の長寿命化

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■幹線街路の整備

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消防、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

ある。

■住宅の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震等を例に、大規模地震発生後の出火防止のため、感震ブレーカーの設置を積極的に啓発する必要がある。

■耐震性防火水槽の整備

- 地震や土砂災害により消火栓が使用できない場合を想定し、耐震性防火水槽を分散配置することは大変重要である。
- 高度経済成長時に整備され約60年経過した防火水槽が多数あり、これらの更新整備や修理による延命化などを進める必要がある。

■福祉施設の防災対策の推進

- 事業者間での防災意識は、立地等の場所によっても危険度の認識に差があると思われるため、引き続き山口県等と協力し周知啓発を図り利用者の安心・安全を確保していく必要がある。
- 近年の気候変動などとともに災害の激甚化が進んでおり、避難等の安全対策だけでなく、施設自体の防災・減災対策を進める必要が生じている。

■空き家対策の推進

- 空き家が放置された場合、地域住民へ悪影響を及ぼすおそれがある。また、空き家数は増加傾向にあるので、空き家の適正管理や利活用を促進する必要がある。

■住宅密集地における防災対策の推進

- 既成市街地等の防災上危険な住宅密集地においては、生活道路の整備など住環境の改善を進める必要がある。

■災害に強いまちづくりの推進

- 老朽化した公営住宅が多いため計画的な改修や建替等が必要である。
- 民間の住宅・建築物においても安全性の確保が必要なため、啓発や支援事業に努める必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進

- 東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。
- 避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。

- 個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保

- 市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Ｌアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

1－2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

- 津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。
- 避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。
- 個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Lアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

■津波避難対策の促進

- 今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」に備え、防災訓練やシンポジウムなどあらゆる機会を通じて、津波に対する住民等の意識を高める必要がある。
- 令和7年に策定した周南市津波避難計画に基づき、津波浸水想定区域にあるすべての自主防災組織等が、地区津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、情報提供など必要な支援を行う必要がある。

1－3 広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生

■河川改修等の治水対策

- 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持修繕を実施していく必要がある。

■下水道（雨水）の整備

- 近年の豪雨の局地化・集中化・激甚化に伴う内水による浸水被害の軽減を図るため、下水管（雨水）や雨水ポンプ場などの整備を計画的に進めていく必要がある。
- 計画的な浸水対策事業を実施しているが、事業完了までには長い期間と多額の費用を要する。

■内水ハザードマップの活用

- 内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、内水ハザードマップを活用した啓発活動に取り組む必要がある。

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

- 豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、計画的に住民・受益者の意向確認、理解を得て防災工事を実施していくことが必要である。

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

- 新たに浸水想定が公表される予定の中小河川について、市で洪水ハザードマップの整備を行う必要がある。

■海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）

- 津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。
- 避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。
- 個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Lアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

- 住民の適切な避難行動を促すため、下関地方気象台等と連携し、正確な気象情報を取得し、避難情報等を確実に伝達する必要がある。また、平時から住民に対して、ハザードマップを活用した危険箇所の周知、気象情報や避難情報などの防災関連情報の普及啓発を継続して行う必要がある。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成しており、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、計画的に安全性調査等を実施する必要がある。

■山林地域における防災対策

○森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

■避難所等の確保

○令和6年能登半島地震では、地震の揺れそのものによる避難所の建物の被害や、その後の断水・停電などのインフラ被害により、多くの避難所が機能不全に陥った。南海トラフ地震など大規模災害に備え、民間施設の活用も含め、更なる避難所の確保に努める必要がある。

○令和6年能登半島地震では、厳しい環境下で避難所生活を送る被災者の災害関連死を防ぎ、生活環境の改善を図るため、1.5次、2次避難所への移送が行われた。

○南海トラフ地震に伴う津波に備え、令和7年に策定した周南市津波避難計画に定める「津波避難ビル等」を確保する必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模な災害の発生に備え、より多くの配慮を要する方を受け入れるため、福祉避難所の箇所数増に取り組む必要がある。また、災害の発生に備え、平時から関係者・関係機関等の参加による訓練等の実施に努める必要がある。そのほか、福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している施設と、平時から災害時等における福祉避難所開設に係る手続等の確認のほか、物資の供給や人員の調達に関する体制等についての認識を共有する必要がある。

■福祉施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地する福祉施設等は、市内に一定数存在しており、災害等発生時には入所者の安全確保が困難となるおそれがある。特に、高齢者や障害者・要介護者の避難行動に時間を要すること、夜間や職員数が少ない時間帯の初動対応の遅れ、周辺道路の冠水や土砂崩れによる避難経路の寸断などが考えられるため、避難確保計画作成状況の把握ができていないことはリスク要因となる。

■学校施設の安全対策

○学校施設は児童生徒が日中の大半を過ごす場所であるとともに、多くの小中学校を指定緊急避難場所・避難所にしていることから、安全対策や最低限の生活環境の確保を整備する

ことは重要である。

- 特別教室への空調設備の整備を最優先事項として早期整備に向けて取り組んでいるが、近年の猛暑の影響から、屋内運動場についても空調設備の整備検討を進める必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。
- 避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。
- 個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■安全な避難路の確保

- 災害発生時には、子どもや高齢者を含む全市民が安全に移動できる環境を確保することが不可欠であり、避難路の整備や舗装の修繕等による避難経路の確保を図る必要がある。
- 中山間地域では、市道・農道・林道等を含め避難路として重要な施設であることから、適切な保全対策を進める必要がある。

■自然災害の危険性が高くない地区への定住促進

- 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

- 市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Lアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

1－5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

■防災関係機関における情報伝達

- 県は、災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築し、県、県内各市町、防災関係機関に設備を設置している。
- 本市では、この総合防災情報ネットワークシステムを県、県内他市町、防災関係機関との

通信手段として活用し、災害発生時の情報収集伝達を行っている。災害発生時の運用に万全を期すため、平時から、設備の適切な保守管理を行うとともに、通信を行う職員等が設備の操作等に習熟する必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Lアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。

○避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。

○個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○自国で災害を経験したことのない外国人住民は、防災への関心が低く、日本語の理解が十分でない場合は、災害情報を正しく得ることができない可能性が高い。

○災害、防災情報を多言語対応及びやさしい日本語で発信する場合、情報を変換することに一定の時間を要するため、即時の対応は困難である。

■防災教育の推進

○災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解することが重要であり、避難訓練等がより実践的なものになるよう、専門的な立場の方から実地指導及び助言を受ける必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

■災害対策本部機能の強化

○令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害や道路の寸断等により多数の孤

立集落が発生した。このほか、長期にわたる避難所生活や、要配慮者向けの物資・資機材の不足、トイレ不足など様々な課題が発生した。このような多岐にわたる課題を自分事として捉え、大規模災害に備えていく必要がある。

- 指揮統制部は、初動時において、情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、重要な役割を担うことから、より実践的な訓練を行い、課題等を検証しながら、強化・充実を図っていく必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 大規模自然災害で受援する場合、地の利のない応援部隊を、集結場所から宿営場所及び活動拠点へ誘導する部隊等を指定するなどの事前準備が必要である。
- 県内の警察、消防、自衛隊、市町防災部局で、受援活動が効率的かつ効果的に行なうことができるよう、進出拠点や宿営場所、駐車場等の情報共有を図り、その役割に特化した訓練が必要である。

■医療従事者確保に係る連携体制

- 災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等関係機関との連携強化を図っておく必要がある。

■総合防災訓練等の実施

- 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、市と自主防災組織が中心となり、防災関係機関や地元住民が参加する市・市民総合防災訓練を毎年度実施している。近年、各種災害が発生しているが、地域によって災害リスクも異なることから、地域の実情に応じた訓練を行い、避難体制・応急体制の充実を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化

- 大規模自然災害発生時には、他の災害出動や救急要請の増大により、救急隊員の確保が課題となる。
- 多発する災害へ同時対応するため、少人数の部隊を多数同時展開する場合を想定し、消防活動の省人化に対応した装備や技術が必要である。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することが想定される。近年の大規模災害を見ると、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要となっており、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- あわせて、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県、関係機関からの支援、協定先等からの救援物資などの受入を円滑に実施できるように定期的に連携訓練を

行う必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時支援計画の実効性に向けた取組

- 災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画（BCP）及び災害時支援計画について、適時適切に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

2-2 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

■燃料供給の確保

- 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運用や緊急車両等の運行が行えるかどうか懸念されるため、供給体制を整備する必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

■医療従事者確保に係る連携体制（再掲）

- 災害発時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等関係機関との連携強化を図っておく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国

道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

■避難所の生活環境対策

○避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備も必要不可欠である。市では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資・資機材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間企業等との供給に関する応援協定の締結や、他市町からの応援物資の受入れなど、必要物資の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化などを想定し、自主防災組織による避難所運営なども想定した対策を進める必要がある。

○令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。

■非常物資の備蓄

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するためには、市の計画的な備蓄に並行して、住民自身も家庭内で備蓄を進めておく必要がある。

○令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。要配慮者含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める必要がある。また、民間企業等との物資等に関する応援協定をより一層進める必要がある。

○備蓄スペースの検討も必要である。

■応援協定の締結・拡充

○令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。

○家庭で必要な物資等の備蓄が進むよう、より積極的に啓発する必要がある。

○市においては、要配慮者向けの物資・資機材等の備蓄や、民間企業等との災害時応援協定の締結をより積極的に進める必要がある。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）

○南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することが想定される。近年の大規模災害

を見ると、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要となっており、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。

○あわせて、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県、関係機関からの支援、協定先等からの救援物資などの受入を円滑に実施できるように定期的に連携訓練を行う必要がある。

■業務継続計画（ＢＣＰ）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）

○災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画について、適時適切に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

○救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実について検討する必要がある。

○激甚化する災害や避難生活に求められる時勢の変化等に対応できる防災機能について検討を行う必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

○東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。

○避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。

○個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

2－5 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■非常物資の備蓄（再掲）

○災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するためには、市の計画的な備蓄に並行して、住民自身も家庭内で備蓄を進めておく必要がある。

○令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。要配慮者含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める必要がある。また、民間企業等との物資等に関する応援協定をより一層進める必要がある。

○備蓄スペースの検討も必要である。

■応援協定の締結・拡充（再掲）

- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。
- 家庭で必要な物資等の備蓄が進むよう、より積極的に啓発する必要がある。
- 市においては、要配慮者向けの物資・資機材等の備蓄や、民間企業等との災害時応援協定の締結をより積極的に進める必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

- 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運用や緊急車両等の運行が行えるかどうか懸念されるため、供給体制を整備する必要がある。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築（再掲）

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することが想定される。近年の大規模災害を見ると、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要となっており、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- あわせて、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県、関係機関からの支援、協定先等からの救援物資などの受入を円滑に実施できるように定期的に連携訓練を行う必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組（再掲）

- 災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画について、適時適切に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■避難行動要支援者対策の促進（再掲）

- 東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。
- 避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。
- 個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

- 水道施設の被災により、断水が広範囲に発生しさらに長期化すれば、市民生活に甚大な影響を及ぼすこととなるが、令和6年能登半島地震においても耐震化していた施設は、概ね

機能を確保できていたとの報告もあることから、水道施設の計画的な耐震化を確実に進めていく必要がある。

■水道施設の応急対策

- 水道は、災害時においても迅速な給水・復旧対応が求められているため、平常時から、災害時における対外連携の構築や応援・受援を想定した体制と活動内容を検討し演習・訓練しておく必要がある。
- 被災した際に、速やかに応急給水活動や応急復旧活動が実施できるように、災害時用資機材を確保しておく必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保（再掲）

- 救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実について検討する必要がある。
- 激甚化する災害や避難生活に求められる時勢の変化等に対応できる防災機能について検討を行う必要がある。

■食料生産体制の強化

- 農産物の安定供給を確保するため、平時から農業の担い手の確保・育成等、生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

- 安定した農業生産を確保するため、平時から農地集積や機械、施設などの営農基盤を強化する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策

- 拠点漁港の施設については機能保全工事を計画的に実施しているため、現状の性能は維持している。
- 拠点漁港の耐震性能は、第1波を受ける最も重要な防波堤では備わっているものの、物資等の運搬に重要な物揚場については充分とは言えない。
- 気候変動による海面上昇や津波、高潮など、近年では過去に経験したことの無いものとなっていることから、今後は山口県海岸保全計画の改定に合わせた再評価が必要となる。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■集落の孤立防止対策

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害、道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。
- 南海トラフ地震など大規模災害に備え、市内で孤立する恐れがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害、道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。
- 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や、救護派遣・疾病者の搬送等の対応が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、府内の救援体制並びに警察や自主防災組織など関係機関・団体との連携体制を強化する必要がある。

■安全な避難路の確保（再掲）

- 災害発生時には、子どもや高齢者を含む全市民が安全に移動できる環境を確保することが不可欠であり、避難路の整備や舗装の修繕等による避難経路の確保を図る必要がある。
- 中山間地域では、市道・農道・林道等を含め避難路として重要な施設であることから、適切な保全対策を進める必要がある。

■情報通信環境の強化

- 携帯電話不感地域で災害が発生し、電話等の有線回線が遮断された場合に、連絡手段が無くなる懸念がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

2-7 大規模な自然災害と感染症の同時発生

■感染症への意識向上及び対応策の整備

- 災害発生時における避難所では感染症の発生及びまん延が懸念されるため、感染対策は非常に重要であり、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底する必要がある。
- 避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理や、環境由来のカビ（真菌）、食中毒などを含んだ対策の徹底も必要である。
- 平時から基本的な感染症対策物資や衛生用品や生活必需品等の備蓄に努める必要がある。

■予防接種の促進

- 平時における予防接種率が十分でないと、災害発生時に避難所等での集団感染拡大リスクが高まる。
- 災害時やパンデミック時に、医療提供機能の低下やワクチン供給不足、正確な情報が届きにくい等の影響から、予防接種が後回しになり、地域の感染症拡大リスクが高まる。

■下水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

- 下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画（BCP）の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

- 高度経済成長期以降に整備された下水道施設の老朽化が加速度的に進んでいる。下水道施設の更新には多額の費用を要することから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画や民間活力を活用した官民連携手法などにより、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。
- 災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道システムの急所となる施設や避難所などの重要施設に接続する管路などの施設について、計画的に耐震化を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

- 施設の長寿命化を図る観点から、機能保全対策（施設の劣化が致命的な状況になる前に、適切な改築・改修・補修を実施し、耐用年数を効率的に延伸させる方法）による集落排水施設の機能の状態、劣化状況を把握する必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

■地域の治安の維持

- 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

- 災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

- 災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備・更新を進める必要がある。

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

- 高度経済成長期とその後の約10年を中心として整備した学校・市営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設は、現在老朽化が顕在しており、その対応が必要である。
- 公共建築物の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。
- 公共建築物の老朽化等に伴う更新、修繕については、「施設分類別計画（個別施設計画）」に基づき実施する必要がある。
- インフラ施設は、これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- インフラ施設は、予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響

等を評価・診断する必要がある。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

○市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

○避難所となる支所・市民センターなどの公共施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○県は、災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築し、県、県内各市町、防災関係機関に設備を設置している。

○本市では、この総合防災情報ネットワークシステムを県、県内他市町、防災関係機関との通信手段として活用し、災害発生時の情報収集伝達を行っている。災害発生時の運用に万全を期すため、平時から、設備の適切な保守管理を行うとともに、通信を行う職員等が設備の操作等に習熟する必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○マイナンバー利用事務系システムのネットワークは、2社の回線により冗長化しており、また、同システムを共同利用している県内4市1町で災害協定を締結しており、本市被災時に住基情報を他市町から参照できる体制を構築している。

○内部事務システムやグループウェア等のシステムについては、ネットワークを冗長化していないため、回線障害時に利用ができなくなる懸念がある。

■行政情報の災害対策

○マイナンバー利用事務系システムや内部事務システム、及びグループウェアについては、データのバックアップ及びクラウド化を実施している。

○行政資料を保存しているファイルサーバはクラウド化を実施していないため、本庁が被災し復旧困難となった場合、行政資料の破損の懸念がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時支援計画の実効性に向けた取組（再掲）

○災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画（BCP）及び災害時支援計画について、適時適切に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■災害対策本部機能の強化（再掲）

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害や道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。このほか、長期にわたる避難所生活や、要配慮者向けの物資・資機材の不足、トイレ不足など様々な課題が発生した。このような多岐にわたる課題を自分事として捉え、大規模災害に備えていく必要がある。
- 指揮統制部は、初動時において、情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、重要な役割を担うことから、より実践的な訓練を行い、課題等を検証しながら、強化・充実を図っていく必要がある。

■広域連携体制の構築

- 災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、応援活動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■総合防災訓練等の実施（再掲）

- 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、市と自主防災組織を中心となり、防災関係機関や地元住民が参加する市・市民総合防災訓練を毎年度実施している。近年、各種災害が発生しているが、地域によって災害リスクも異なることから、地域の実情に応じた訓練を行い、避難体制・応急体制の充実を図っていく必要がある。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

■企業の業務継続計画（BCP）策定の促進

- 災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

■農林水産物の移出・流通対策

- 市場開設から32年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著になりつつある。こうした中で、施設・設備については、通常時からの保守点検を徹底し、リアルタイムの現状把握に努めるとともに、常に市場機能が発揮されるよう予防保全的な維持管理と長寿命化を図ることが求められる。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、府内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■橋梁の長寿命化（再掲）

○既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策（再掲）

○拠点漁港の施設については機能保全工事を計画的に実施しているため、現状の性能は維持している。

○拠点漁港の耐震性能は、第1波を受ける最も重要な防波堤では備わっているものの、物資等の運搬に重要な物揚場については充分とは言えない。

○気候変動による海面上昇や津波、高潮など、近年では過去に経験したことの無いものとなっていることから、今後は山口県海岸保全計画の改定に合わせた再評価が必要となる。

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

■石油コンビナート防災体制の強化

○大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制

の強化を図る必要がある。

- 山口県石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。
- 大規模自然災害に起因した事故発生の場合は、同時多発的な災害への対応や自衛消防隊単独での活動も想定する必要がある。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

- 耐震重要度の高い高圧ガス設備のうち、配管等についても、引き続き耐震性の向上を図る必要がある。

■有害物質の流出・拡散防止対策

- 災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等についての指導が必要である。
- 万が一の流出・拡散の際には、被害が最低限に留めることができるよう、資機材の更新整備や人材育成を継続的に実施する必要がある。

■緩衝地帯等の保全

- 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯等を保全する必要がある。

■海岸保全施設の整備・老朽化対策（再掲）

- 津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

4－3 基幹的交通ネットワークの機能停止

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

- 整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態

の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■幹線街路の整備（再掲）

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

■食料生産体制の強化（再掲）

- 農産物の安定供給を確保するため、平時から農業の担い手の確保・育成等、生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲）

- 安定した農業生産を確保するため、平時から農地集積や機械、施設などの営農基盤を強化する必要がある。

■非常物資の備蓄（再掲）

- 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するためには、市の計画的な備蓄に並行して、住民自身も家庭内で備蓄を進めておく必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。要配慮者含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める必要がある。また、民間企業等との物資等に関する応援協定をより一層進める必要がある。
- 備蓄スペースの検討も必要である。

■応援協定の締結・拡充（再掲）

- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。
- 家庭で必要な物資等の備蓄が進むよう、より積極的に啓発する必要がある。
- 市においては、要配慮者向けの物資・資機材等の備蓄や、民間企業等との災害時応援協定の締結をより積極的に進める必要がある。

4-5 農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

■農地の利用促進

- 有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援

により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○農家の高齢化が進み、集落機能の低下によって農地・農業用施設の保全管理が困難となっているため、農地を守る組織作り、担い手を育成することが必要である。また、地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

■森林の計画的な保全管理

○木材価格の低迷を背景に、林地の小規模分散、森林所有者の高齢化・不在化等から、整備が行き届かず、森林の荒廃が進んでいるという深刻な状況にある。
○私有林における森林の適切な管理は、個人や民間事業体等による主体的な取組だけでは、到底行き届かないことが危惧され、全国の市町村共通の深刻な課題となっている。
○「市主導による森林の適切な管理」と「市と林業事業体の連携による林業の成長産業化」の取組が求められている。

■山林地域における防災対策（再掲）

○森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置や他のツールの確保を講じていく必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保（再掲）

○市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメー

ルサービスによる配信、Ｌアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備（再掲）

○避難所となる支所・市民センターなどの公共施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■防災関係機関における情報伝達（再掲）

○県は、災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築し、県、県内各市町、防災関係機関に設備を設置している。

○本市では、この総合防災情報ネットワークシステムを県、県内他市町、防災関係機関との通信手段として活用し、災害発時の情報収集伝達を行っている。災害発時の運用に万全を期すため、平時から、設備の適切な保守管理を行うとともに、通信を行う職員等が設備の操作等に習熟する必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化（再掲）

○マイナンバー利用事務系システムのネットワークは、2社の回線により冗長化しており、また、同システムを共同利用している県内4市1町で災害協定を締結しており、本市被災時に住基情報を他市町から参照できる体制を構築している。

○内部事務システムやグループウェア等のシステムについては、ネットワークを冗長化していないため、回線障害時に利用ができなくなる懸念がある。

■行政情報の災害対策（再掲）

○マイナンバー利用事務系システムや内部事務システム、及びグループウェアについては、データのバックアップ及びクラウド化を実施している。

○行政資料を保存しているファイルサーバはクラウド化を実施していないため、本庁が被災し復旧困難となった場合、行政資料の破損の懸念がある。

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の機能停止

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発時にエネルギー供給機能

が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■燃料供給の確保（再掲）

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運用や緊急車両等の運行が行えるかどうか懸念されるため、供給体制を整備する必要がある。

5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

■水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画（BCP）における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高める見直しを行っていく必要がある。
○給水車（準中型以上の免許必要）を運転できる職員の減少が今後見込まれるため、その職員の確保に努める必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○水道施設の被災により、断水が広範囲に発生しさらに長期化すれば、市民生活に甚大な影響を及ぼすこととなるが、令和6年能登半島地震においても耐震化していた施設は、概ね機能を確保できていたとの報告もあることから、水道施設の計画的な耐震化を確実に進めていく必要がある。

■水道施設の応急対策（再掲）

○水道は、災害時においても迅速な給水・復旧対応が求められているため、平常時から、災害時における対外連携の構築や応援・受援を想定した体制と活動内容を検討し演習・訓練しておく必要がある。
○被災した際に、速やかに応急給水活動や応急復旧活動が実施できるように、災害時用資機材を確保しておく必要がある。

■下水道事業の業務継続計画（BCP）の実践（再掲）

○下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画（BCP）の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○高度経済成長期以降に整備された下水道施設の老朽化が加速度的に進んでいる。下水道施設の更新には多額の費用を要することから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画や民間活力を活用した官民連携手法などにより、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。

○災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道システムの急所となる施設や避難所などの重要施設に接続する管路などの施設について、計画的に耐震化を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

○施設の長寿命化を図る観点から、機能保全対策（施設の劣化が致命的な状況になる前に、適切な改築・改修・補修を実施し、耐用年数を効率的に延伸させる方法）による集落排水施設の機能の状態、劣化状況を把握する必要がある。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

○老朽化した単独処理浄化槽は変形や破損等がみられ、災害によって深刻化すると未処理の汚水が外部へ漏出し、地下水・井戸水等に悪影響を与える可能性がある。

5-4 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

■橋梁の長寿命化（再掲）

○既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

○災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲）

○整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策（再掲）

○拠点漁港の施設については機能保全工事を計画的に実施しているため、現状の性能は維持している。

○拠点漁港の耐震性能は、第1波を受ける最も重要な防波堤では備わっているものの、物資等の運搬に重要な物揚場については充分とは言えない。

○気候変動による海面上昇や津波、高潮など、近年では過去に経験したことの無いものとなっていることから、今後は山口県海岸保全計画の改定に合わせた再評価が必要となる。

■公共交通ネットワークの維持・確保

○災害発生時においては被災者の生活を支える上で移動手段の確保が必要となることから、平時から地域の公共交通ネットワークを維持・確保していく必要がある。

■災害発生時における公共交通の維持・確保

- 交通事業者や警察、国、県などの関係機関とのさらなる連携強化を図ることで、災害発生時における公共交通の運行情報の発信や、公共交通の維持・確保に取り組む必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

6-1 復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態

■災害ボランティア受入体制の構築

- 大規模な災害による複数地区の同時被災では多くの災害ボランティアが駆けつけることも予想される。災害ボランティアセンターの開設場所は公共施設等が想定されることから、災害別の開設場所を事前に市と社会福祉協議会が協議しておく必要がある。また、ボランティアセンターが有効に機能するためには、開設までのスピードとその後の円滑な運営が求められることから、センターの人員受け入れに関する体制整備を日ごろから関係機関と共有する必要がある。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

- 社協職員が災害支援またはセンター運営に関する各種研修会に参加するなどして資質向上に努めている。また、被災地のセンターに運営スタッフとして職員を派遣し、被災地を支援しつつ、実践能力向上に努めている。今年度は県社協主催の「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」に参加し「調整役」の資質の向上を図ることとしている。しかし、県社協、市社協ともに災害ボランティアコーディネーター養成講座は実施しておらず、一般市民など社協スタッフ以外の「調整役」の育成が必要である。

■災害応援の受入体制の構築

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してくためには、人員が不足することが想定される。また、近年の大規模災害においては、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要であり、配慮する必要がある。

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物の処理体制の構築

- 令和6年能登半島地震では、道路網や一般廃棄物処理施設の被災などにより仮置き場の設置の大幅な遅れや仮設トイレの設置遅れによる避難所の衛生環境の悪化が問題となった。激甚化する災害に対応するため、山口県災害廃棄物処理計画などと「周南市災害廃棄物処理基本計画」の整合性を一層図るため、体制整備や処理方法の検討見直しを継続する必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害規模に応じて、あらかじめ必要な人員数を整理しておくなど、人的支援の受入体制の検討が必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

- 令和6年能登半島地震では、建物等への被害が甚大であり、公費解体に伴う災害廃棄物が多量に発生し、仮置場に集積された解体ごみの運搬が問題となった。大量に発生する解体ごみを円滑に処理するためには、国・県・市の連携による広域処理先の拡充とその運搬業務を担う関係団体等の協力が必要となる。

■災害廃棄物の処理施設の整備

- 災害発生時に大量に発生する災害廃棄物を安定的に処理するため、更新整備する必要がある。

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■地域コミュニティの強化

- コロナ禍の影響により地域活動が停滞したが、現在は地域のつながりの再構築に向けた活動が再開している。一方で、現在も地域活動が停滞している地域がある。
- 自治会の活動内容にばらつきがあり、防災活動に注力している自治会がある一方、組織として機能していない自治会も見受けられる。
- 市としても、災害時に機能する組織運営に向けた働きかけや自治会加入促進に向けた取組を積極的に支援する必要がある。
- 多くの市民センター等が築30年を超えており、既に法定耐用年数を経過している施設もあるため、築年数や耐震状況等を踏まえ優先順位付けを行い、適切な安全対策を進めいく必要がある。

■消防団員等の確保・育成

- 団員数の減少は地域防災を担う人材の不足につながり、大規模自然災害時の動員力の低下を招くおそれがある。

■消防施設の強靭化

- 大規模自然災害時に、消防施設の損傷やライフラインの途絶等で、消防活動の持続が困難となり、災害対応能力の低下を招くおそれがある。

■消防通信指令体制の整備・高度化

- 通信指令システムと消防無線は、常時、安定稼働しなければならない。
- 大規模自然災害によるインフラ途絶は、消防通信指令体制に影響を及ぼす可能性が高い。

■自主防災組織の活動支援

- 災害発生時において、共助の要となる自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。そのため、地域防災の中心となるリーダーの育成を進めていく必要がある。
- 各自主防災組織で防災訓練や資機材の整備など様々な活動を実施しているが、更なる活性化が図れるよう引き続き支援する必要がある。

■防災意識の啓発

- 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災専門員による講座や市防災アドバイザー制度による講師の派遣、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に取り組む必要がある。

■地域防災リーダーの育成

- 地域防災力の要となる自主防災組織が高齢化等の問題をかかえており、地域防災の中心となる人材の育成が重要である。そのため、県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

6-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■橋梁の長寿命化（再掲）

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■道路の防災対策

- 道路斜面の崩落や陥没等を未然に防ぐため、定期的な調査や点検を実施し、必要な対策を計画的に講じることが重要である。

■市街地等の幹線道路の無電柱化（再掲）

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■道路施設の老朽化対策

- 災害時の安全な通行を確保するため、道路施設の個別施設計画の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備（再掲）

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道

路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

■地籍調査の促進

○土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化により、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、地籍調査事業を促進する必要がある。

■消防DX化の推進

○ドローン操縦者の養成を行うとともに、常時、運用ができるよう、機体の調達も含めて計画的に事業を拡大する必要がある。

■防災DX化の推進

○近年の集中豪雨や、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ地震、それに伴う津波に備えるため、より迅速かつ的確に、様々な媒体から避難情報を市民に伝達する必要がある。

○令和6年能登半島地震では、大規模地震に伴い非常に多くの災害対応業務が発生した。これに対処するため、避難所の管理や被害状況の確認など様々な業務にデジタル技術が導入された。南海トラフ地震など大規模災害に備え、防災業務のデジタル化を一層進める必要がある。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■応急仮設住宅の迅速な供与

○想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保するとともに、被災の状況に応じて適切な立地を選択できるよう、引き続き建設候補地の選定が必要である。

○平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

■文化財防災対策の促進

○未指定の文化財所有者、管理者を含めて、文化財防火データに関する周知をさらに広げる必要がある。

○文化財所有者、管理者のみならず、地域住民にも消防訓練の参加をさらに呼びかけ、参加者数を増やしていく必要がある。

6-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

■企業の業務継続計画（BCP）策定の促進（再掲）

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画（BCP）又は事業継続力強化計

画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 個別施策分野

① 行政機能・消防等

■避難所等の確保

- 令和6年能登半島地震では、地震の揺れそのものによる避難所の建物の被害や、その後の断水・停電などのインフラ被害により、多くの避難所が機能不全に陥った。南海トラフ地震など大規模災害に備え、民間施設の活用も含め、更なる避難所の確保に努める必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、厳しい環境下で避難所生活を送る被災者の災害関連死を防ぎ、生活環境の改善を図るため、1.5次、2次避難所への移送が行われた。
- 南海トラフ地震に伴う津波に備え、令和7年に策定した周南市津波避難計画に定める「津波避難ビル等」を確保する必要がある。

■学校施設の安全対策

- 学校施設は児童生徒が日中の大半を過ごす場所であるとともに、多くの小中学校を指定緊急避難場所・避難所にしていることから、安全対策や最低限の生活環境の確保を整備することは重要である。
- 特別教室への空調設備の整備を最優先事項として早期整備に向けて取り組んでいるが、近年の猛暑の影響から、屋内運動場についても空調設備の整備検討を進める必要がある。

■防災関係機関における情報伝達

- 県は、災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県・市・防災関係機関の間の通信を行う「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築し、県、県内各市町、防災関係機関に設備を設置している。
- 本市では、この総合防災情報ネットワークシステムを県、県内他市町、防災関係機関との通信手段として活用し、災害発生時の情報収集伝達を行っている。災害発生時の運用に万全を期すため、平時から、設備の適切な保守管理を行うとともに、通信を行う職員等が設備の操作等に習熟する必要がある。

■非常物資の備蓄

- 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するためには、市の計画的な備蓄に並行して、住民自身も家庭内で備蓄を進めておく必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となつた。要配慮者含め様々な世帯の状況に応じた多様な物資・資機材の備蓄を進める必要がある。また、民間企業等との物資等に関する応援協定をより一層進める必要がある。

- 備蓄スペースの検討も必要である。

■応援協定の締結・拡充

- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。
- 家庭で必要な物資等の備蓄が進むよう、より積極的に啓発する必要がある。
- 市においては、要配慮者向けの物資・資機材等の備蓄や、民間企業等との災害時応援協定の締結をより積極的に進める必要がある。

■災害応援・救援物資の受援体制の構築

- 南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続していくためには、人員が不足することが想定される。近年の大規模災害を見ると、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要となっており、あらかじめ受援体制を整えておく必要がある。
- あわせて、食料や飲料水等、様々な物資不足が懸念されるため、国や県、関係機関からの支援、協定先等からの救援物資などの受入を円滑に実施できるように定期的に連携訓練を行う必要がある。

■業務継続計画（BCP）・災害時受援計画の実効性に向けた取組

- 災害発生時において、応急業務や非常時優先業務を確実に実施するため、業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画について、適時適切に計画の見直しを行い、実効性の確保を図るとともに、職員への周知徹底を行う必要がある。

■集落の孤立防止対策

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害、道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。
- 南海トラフ地震など大規模災害に備え、市内で孤立する恐れがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。

■孤立集落発生時の救援体制の確保

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害、道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。
- 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や、救護派遣・疾病者の搬送等の対応が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、府内の救援体制並びに警察や自主防災組織など関係機関・団体との連携体制を強化する必要がある。

■災害対策本部機能の強化

- 令和6年能登半島地震では、地震に伴い発生した土砂災害や道路の寸断等により多数の孤立集落が発生した。このほか、長期にわたる避難所生活や、要配慮者向けの物資・資機材の不足、トイレ不足など様々な課題が発生した。このような多岐にわたる課題を自分事として捉え、大規模災害に備えていく必要がある。
- 指揮統制部は、初動時において、情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、重要な役割を担うことから、より実践的な訓練を行い、課題等を検証しながら、強化・充実を図っていく必要がある。

■災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 大規模自然災害で受援する場合、地の利のない応援部隊を、集結場所から宿営場所及び活動拠点へ誘導する部隊等を指定するなどの事前準備が必要である。
- 県内の警察、消防、自衛隊、市町防災部局で、受援活動が効率的かつ効果的に行なうことができるよう、進出拠点や宿営場所、駐車場等の情報共有を図り、その役割に特化した訓練が必要である。

■総合防災訓練等の実施

- 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、市と自主防災組織が中心となり、防災関係機関や地元住民が参加する市・市民総合防災訓練を毎年度実施している。近年、各種災害が発生しているが、地域によって災害リスクも異なることから、地域の実情に応じた訓練を行い、避難体制・応急体制の充実を図っていく必要がある。

■救急・救助活動等の体制強化

- 大規模自然災害発生時には、他の災害出動や救急要請の増大により、救急隊員の確保が課題となる。
- 多発する災害へ同時対応するため、少人数の部隊を多数同時展開する場合を想定し、消防活動の省人化に対応した装備や技術が必要である。

■避難所の生活環境対策

- 避難所における良好な生活環境を確保するためには、衛生面や健康面、プライバシーなど様々な点に配慮が必要となり、必要な物資や受入体制の整備が必要となってくる。市では、食料や飲料水、毛布等避難所運営に必要な物資・資機材を計画的に備蓄しているが、行政での備蓄だけでは限界があるため、民間企業等との供給に関する応援協定の締結や、他市町からの応援物資の受け入れなど、必要物資の対策を継続して取り組んでいく必要がある。また、運営にあたっては、避難生活の長期化などを想定し、自主防災組織による避難所運営なども想定した対策を進める必要がある。

- 令和6年能登半島地震では、長引く避難所生活において、乳幼児、女性、高齢者など要配慮者向けの物資（ミルク含む）や衛生用品の不足が問題となった。

■地域の治安の維持

- 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。このため、平常時から警察や防犯協会等の関係機関と連携強化を図るとともに、自治会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

■災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

- 災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

■信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

- 災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備・更新を進める必要がある。

■防災拠点となる公共施設の耐震化

- 市庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

■行政施設の非常用電源の整備

- 避難所となる支所・市民センターなどの公共施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源の整備により電力の確保を図っていく必要がある。また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。

■行政情報通信基盤の耐災害性の強化

- マイナンバー利用事務系システムのネットワークは、2社の回線により冗長化しており、また、同システムを共同利用している県内4市1町で災害協定を締結しており、本市被災時に住基情報を他市町から参照できる体制を構築している。
- 内部事務システムやグループウェア等のシステムについては、ネットワークを冗長化していないため、回線障害時に利用ができなくなる懸念がある。

■行政情報の災害対策

- マイナンバー利用事務系システムや内部事務システム、及びグループウェアについては、データのバックアップ及びクラウド化を実施している。
- 行政資料を保存しているファイルサーバはクラウド化を実施していないため、本庁が被災し復旧困難となった場合、行政資料の破損の懸念がある。

■広域連携体制の構築

- 災害発生時に被災市町が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、応援活

動を円滑に実施するため、県内市町による災害時相互応援協定を締結している。相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。

■災害応援の受入体制の構築

○南海トラフ地震など大規模災害発生時において、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してくためには、人員が不足することが想定される。また、近年の大規模災害においては、国の緊急災害対策派遣隊や、全国の自治体、関係機関等からの応援要員の受入が必要であり、配慮する必要がある。

■消防団員等の確保・育成

○団員数の減少は地域防災を担う人材の不足につながり、大規模自然災害時の動員力の低下を招くおそれがある。

■消防施設の強靭化

○大規模自然災害時に、消防施設の損傷やライフラインの途絶等で、消防活動の持続が困難となり、災害対応能力の低下を招くおそれがある。

■消防通信指令体制の整備・高度化

○通信指令システムと消防無線は、常時、安定稼働しなければならない。
○大規模自然災害によるインフラ途絶は、消防通信指令体制に影響を及ぼす可能性が高い。

■文化財防災対策の促進

○未指定の文化財所有者、管理者を含めて、文化財防火データに関する周知をさらに広げる必要がある。
○文化財所有者、管理者のみならず、地域住民にも消防訓練の参加をさらに呼びかけ、参加者数を増やしていく必要がある。

■応急仮設住宅の迅速な供与

○想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積を確保するとともに、被災の状況に応じて適切な立地を選択できるよう、引き続き建設候補地の選定が必要である。
○平常時から関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

② 住宅・都市・情報通信

■住宅の耐震化

○住宅の耐震化率は 82.6% (H30/2018) と、全国平均の約 87% (H30) を下回っていること

から、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある

■建築物の耐震化

- 多数の者が利用する建築物等の耐震化率は令和元年度(2019年度)末時点で 81.2%と、全国平均の約 89% (H30/2018) を下回っていることから、引き続き、耐震診断・耐震改修に対する支援、耐震化に係る普及啓発を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。
- ブロック塀が地震時に倒壊した場合、人的被害が発生するおそれがあることから、その対策を講じる必要がある。

■幹線街路の整備

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。

■住宅の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震等を例に、大規模地震発生後の出火防止のため、感震ブレーカーの設置を積極的に啓発する必要がある。

■耐震性防火水槽の整備

- 地震や土砂災害により消火栓が使用できない場合を想定し、耐震性防火水槽を分散配置することは大変重要である。
- 高度経済成長時に整備され約 60 年経過した防火水槽が多数あり、これらの更新整備や修理による延命化などを進める必要がある。

■空き家対策の推進

- 空き家が放置された場合、地域住民へ悪影響を及ぼすおそれがある。また、空き家数は増加傾向にあるので、空き家の適正管理や利活用を促進する必要がある。

■住宅密集地における防災対策の推進

- 既成市街地等の防災上危険な住宅密集地においては、生活道路の整備など住環境の改善を進める必要がある。

■災害に強いまちづくりの推進

- 老朽化した公営住宅が多いため計画的な改修や建替等が必要である。
- 民間の住宅・建築物においても安全性の確保が必要なため、啓発や支援事業に努める必要がある。

■多様な情報収集伝達手段の確保

○市民等への迅速かつ的確な災害情報の伝達に向けて、平成31年度から「周南市防災情報収集伝達システム」の運用を開始した。現在、このシステムの機能である「防災行政無線」、「コミュニティFMを活用した防災ラジオ」、「IP告知システム」のほか、しゅうなんメールサービスによる配信、Lアラートへの情報配信など様々な手段で市民への災害情報の伝達を行っているが、今後も時代に即した方法に取り組んでいく必要がある。

■自然災害の危険性が高くない地区への定住促進

○土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に指定された区域については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る必要がある。

■外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○自国で災害を経験したことのない外国人住民は、防災への関心が低く、日本語の理解が十分でない場合は、災害情報を正しく得ることができない可能性が高い。
○災害、防災情報を多言語対応及びやさしい日本語で発信する場合、情報を変換することに一定の時間を要するため、即時の対応は困難である。

■水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

○水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時においてその機能を維持又は早期に復旧することが不可欠であることから、業務継続計画（BCP）における災害対策業務、優先度の高い復旧業務について実効性を高める見直しを行っていく必要がある。
○給水車（準中型以上の免許必要）を運転できる職員の減少が今後見込まれるため、その職員の確保に努める必要がある。

■水道施設の耐震化・老朽化対策

○水道施設の被災により、断水が広範囲に発生しさらに長期化すれば、市民生活に甚大な影響を及ぼすこととなるが、令和6年能登半島地震においても耐震化していた施設は、概ね機能を確保できていたとの報告もあることから、水道施設の計画的な耐震化を確実に進めていく必要がある。

■水道施設の応急対策

○水道は、災害時においても迅速な給水・復旧対応が求められているため、平常時から、災害時における対外連携の構築や応援・支援を想定した体制と活動内容を検討し演習・訓練しておく必要がある。
○被災した際に、速やかに応急給水活動や応急復旧活動が実施できるように、災害時用資機材を確保しておく必要がある。

■下水道事業の業務継続計画（BCP）の実践

- 下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、施設の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、業務継続計画（BCP）の実効性を高める見直しを行っていく必要がある。

■下水道施設の耐震化・老朽化対策

- 高度経済成長期以降に整備された下水道施設の老朽化が加速度的に進んでいる。下水道施設の更新には多額の費用を要することから、下水道施設全体の維持管理、改築を一体的に捉えたストックマネジメント計画や民間活力を活用した官民連携手法などにより、計画的かつ効率的に施設の再構築や長寿命化、設備の更新を進めていく必要がある。
- 災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道システムの急所となる施設や避難所などの重要施設に接続する管路などの施設について、計画的に耐震化を進めていく必要がある。

■集落排水施設の耐震化・老朽化対策

- 施設の長寿命化を図る観点から、機能保全対策（施設の劣化が致命的な状況になる前に、適切な改築・改修・補修を実施し、耐用年数を効率的に延伸させる方法）による集落排水施設の機能の状態、劣化状況を把握する必要がある。

■浄化槽機能停止リスクの軽減と早期復旧

- 老朽化した単独処理浄化槽は変形や破損等がみられ、災害によって深刻化すると未処理の汚水が外部へ漏出し、地下水・井戸水等に悪影響を与える可能性がある。

■下水道（雨水）の整備

- 近年の豪雨の局地化・集中化・激甚化に伴う内水による浸水被害の軽減を図るため、下水管（雨水）や雨水ポンプ場などの整備を計画的に進めていく必要がある。
- 計画的な浸水対策事業を実施しているが、事業完了までには長い期間と多額の費用を要する。

■内水ハザードマップの活用

- 内水による浸水に関する情報等を市民に周知を図ることで、円滑な避難ができるように支援するため、内水ハザードマップを活用した啓発活動に取り組む必要がある。

■防災拠点となる公園・緑地の確保

- 救援物資輸送や救援活動などの広域的拠点となる大規模公園、近隣住民の一次避難地等となる身近な公園・緑地など、災害時に防災拠点・避難地としての役割を果たす公園・緑地を確保し、規模や役割に応じた防災機能の充実について検討する必要がある。
- 激甚化する災害や避難生活に求められる時勢の変化等に対応できる防災機能について検

討を行う必要がある。

■情報通信環境の強化

○携帯電話不感地域で災害が発生し、電話等の有線回線が遮断された場合に、連絡手段が無くなる懸念がある。

■電気通信事業者・放送事業者の災害対策

○電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置や他のツールの確保を講じていく必要がある。

③ 保健医療・福祉

■福祉施設の防災対策の推進

○事業者間での防災意識は、立地等の場所によっても危険度の認識に差があると思われるため、引き続き山口県等と協力し周知啓発を図り利用者の安心・安全を確保していく必要がある。

○近年の気候変動などにともない災害の激甚化が進んでおり、避難等の安全対策だけでなく、施設自体の防災・減災対策を進める必要が生じている。

■避難行動要支援者対策の促進

○東日本大震災や能登半島地震等の大規模災害において、地域の助け合いの中で、命が守られた事例が多く報告されており、地域の助け合い、特に避難行動要支援者を支援する環境づくりは非常に重要となっている。

○避難行動要支援者名簿に関しては、配布する趣旨を地域に十分に説明し、全ての地域に受領していただくよう取り組む必要がある。

○個別避難計画の作成に関しては、災害リスクが高いなど優先度の高い要支援者から作成を進めていく必要がある。

■福祉避難所の指定・協定締結

○大規模な災害の発生に備え、より多くの配慮を要する方を受け入れるため、福祉避難所の箇所数増に取り組む必要がある。また、災害の発生に備え、平時から関係者・関係機関等の参加による訓練等の実施に努める必要がある。そのほか、福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している施設と、平時から災害時等における福祉避難所開設に係る手続等の確認のほか、物資の供給や人員の調達に関する体制等についての認識を共有する必要がある。

■福祉施設等の安全対策

○災害危険箇所等に立地する福祉施設等は、市内に一定数存在しており、災害等発生時には入所者の安全確保が困難となるおそれがある。特に、高齢者や障害者・要介護者の避難行動に時間を要すること、夜間や職員数が少ない時間帯の初動対応の遅れ、周辺道路の冠水や土砂崩れによる避難経路の寸断などが考えられるため、避難確保計画作成状況の把握ができていないことはリスク要因となる。

■医療従事者確保に係る連携体制

○災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、徳山医師会等関係機関との連携強化を図っておく必要がある。

■感染症への意識向上及び対応策の整備

○災害発生時における避難所では感染症の発生及びまん延が懸念されるため、感染対策は非常に重要であり、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底する必要がある。

○避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理や、環境由来のカビ（真菌）、食中毒などを含んだ対策の徹底も必要である。

○平時から基本的な感染症対策物資や衛生用品や生活必需品等の備蓄を務める努める必要がある。

■予防接種の促進

○平時における予防接種率が十分でないと、災害発時に避難所等での集団感染拡大リスクが高まる。

○災害時やパンデミック時に、医療提供機能の低下やワクチン供給不足、正確な情報が届きにくい等の影響から、予防接種が後回しになり、地域の感染症拡大リスクが高まる。

④ 産業

■エネルギー供給事業者の災害対策

○電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

■企業の業務継続計画（BCP）策定の促進

○災害時に経済活動が停滞することのないよう、業務継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定していない中小企業等に対して、県や商工関係団体等と連携し、その必要性について普及啓発していく必要がある。

■石油コンビナート防災体制の強化

- 大規模自然災害による事故等の発生、拡大を防止するため、コンビナート保安・防災体制の強化を図る必要がある。
- 山口県石油コンビナート等防災計画の見直し・修正による各事業所における防災体制の強化、及びコンビナート保安担当者会議等での事故情報や保安情報の共有による事故防止対策の推進を、継続的に図る必要がある。
- 石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。
- 大規模自然災害に起因した事故発生の場合は、同時多発的な災害への対応や自衛消防隊単独での活動も想定する必要がある。

■石油コンビナート等特別防災区域の耐震強化

- 耐震重要度の高い高圧ガス設備のうち、配管等についても、引き続き耐震性の向上を図る必要がある。

■緩衝地帯等の保全

- 臨海工業地帯などの工業集積地周辺においては、コンビナート事故などによる被害を軽減するため、緩衝地帯等を保全する必要がある。

⑤ 交通・物流

■橋梁の長寿命化

- 既存の橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、引き続き、計画的な維持管理に努める必要がある。

■緊急輸送道路等幹線道路の機能強化・老朽化対策（再掲）

- 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路等の幹線道路は、国道や県道も含め、関係機関と連携しながら機能強化に努める必要がある。

■道路の防災対策

- 道路斜面の崩落や陥没等を未然に防ぐため、定期的な調査や点検を実施し、必要な対策を計画的に講じることが重要である。

■市街地等の幹線道路の無電柱化

- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいため、無電柱化を推進する必要がある。

■道路施設の老朽化対策

- 災害時の安全な通行を確保するため、道路施設の個別施設計画の策定を進め、定期点検を

実施するとともに、計画的な維持補修を推進する必要がある。

■道路ネットワークの整備

○災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備を進める必要がある。

■安全な避難路の確保

○災害発生時には、子どもや高齢者を含む全市民が安全に移動できる環境を確保することが不可欠であり、避難路の整備や舗装の修繕等による避難経路の確保を図る必要がある。

○中山間地域では、市道・農道・林道等を含め避難路として重要な施設であることから、適切な保全対策を進める必要がある。

■燃料供給の確保

○災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運用や緊急車両等の運行が行えるかどうか懸念されるため、供給体制を整備する必要がある。

■災害発生時の物流機能の確保

○災害発生における物流機能確保のため、県において「災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定」、「災害時における船舶等による緊急輸送に関する協定」を締結している。市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。

■輸送ルートの代替性の確保

○災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、府内関係課、県、物流事業者、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。

■公共交通ネットワークの維持・確保

○災害発生においては被災者の生活を支える上で移動手段の確保が必要となることから、平時から地域の公共交通ネットワークを維持・確保していく必要がある。

■災害発時における公共交通の維持・確保

○交通事業者や警察、国、県などの関係機関とのさらなる連携強化を図ることで、災害発生時における公共交通の運行情報の発信や、公共交通の維持・確保に取り組む必要がある。

⑥ 農林水産

■農道・林道の機能保全・老朽化対策

○整備後に相当の年数を経過している農道・林道があり、計画的に点検診断を行ない、状態

の悪い施設は補修工事を実施していく必要がある。

■ため池等の廃止や改修・老朽化対策

○豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、計画的に住民・受益者の意向確認、理解を得て防災工事を実施していくことが必要である。

■食料生産体制の強化

○農産物の安定供給を確保するため、平時から農業の担い手の確保・育成等、生産体制の強化を図る必要がある。

■農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策

○安定した農業生産を確保するため、平時から農地集積や機械、施設などの営農基盤を強化する必要がある。

■漁港施設の整備・老朽化対策

○拠点漁港の施設については機能保全工事を計画的に実施しているため、現状の性能は維持している。

○拠点漁港の耐震性能は、第1波を受ける最も重要な防波堤では備わっているものの、物資等の運搬に重要な物揚場については充分とは言えない。

○気候変動による海面上昇や津波、高潮など、近年では過去に経験したことの無いものとなっていることから、今後は山口県海岸保全計画の改定に合わせた再評価が必要となる。

■農林水産物の移出・流通対策

○市場開設から32年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著になりつつある。こうした中で、施設・設備については、通常時からの保守点検を徹底し、リアルタイムの現状把握に努めるとともに、常に市場機能が発揮されるよう予防保全的な維持管理と長寿命化を図ることが求められる。

■農地の利用促進

○有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き、洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

■農地の生産基盤の整備推進

○農家の高齢化が進み、集落機能の低下によって農地・農業用施設の保全管理が困難となっているため、農地を守る組織作り、担い手を育成することが必要である。また、地震や豪

雨等による二次災害防止に向けて、引き続き荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

■森林の計画的な保全管理

- 木材価格の低迷を背景に、林地の小規模分散、森林所有者の高齢化・不在化等から、整備が行き届かず、森林の荒廃が進んでいるという深刻な状況にある。
- 私有林における森林の適切な管理は、個人や民間事業体等による主体的な取組だけでは、到底行き届かないことが危惧され、全国の市町村共通の深刻な課題となっている。
- 「市主導による森林の適切な管理」と「市と林業事業体の連携による林業の成長産業化」の取組が求められている。

⑦ 國土保全・土地利用

■海岸保全施設の整備・老朽化対策

- 津波、高潮等から住民の生命や財産を防護する背後地防護機能の維持・向上を図るため、護岸・堤防等の整備や、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。

■河川改修等の治水対策

- 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修や水門等の適切な点検と的確な維持修繕を実施していく必要がある。

■最大規模降雨による洪水ハザードマップの整備

- 新たに浸水想定が公表される予定の中小河川について、市で洪水ハザードマップの整備を行う必要がある。

■避難情報発令及び自主避難のための情報提供

- 住民の適切な避難行動を促すため、下関地方気象台等と連携し、正確な気象情報を取得し、避難情報等を確実に伝達する必要がある。また、平時から住民に対して、ハザードマップを活用した危険箇所の周知、気象情報や避難情報などの防災関連情報の普及啓発を継続して行う必要がある。

■大規模盛土造成地の滑動崩落対策

- 大規模盛土造成地は大地震によって、滑動崩落を起こす可能性があるため、大規模盛土造成地マップを作成しており、対象となる造成地の場所や箇所数等の周知を図るとともに、計画的に安全性調査等を実施する必要がある。

■山林地域における防災対策

- 森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など森林の有する多面的機能を維持・発揮するため、山林等の生産基

盤整備を着実に推進する必要がある。

■地籍調査の促進

- 土地の基礎的情報（境界・面積等）の明確化により、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するものであり、地籍調査事業を促進する必要がある。

⑧ 環境

■有害物質の流出・拡散防止対策

- 災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等についての指導が必要である。
- 万が一の流出・拡散の際には、被害が最低限に留めることができるよう、資機材の更新整備や人材育成を継続的に実施する必要がある。

■災害廃棄物の処理体制の構築

- 令和6年能登半島地震では、道路網や一般廃棄物処理施設の被災などにより仮置き場の設置の大幅な遅れや仮設トイレの設置遅れによる避難所の衛生環境の悪化が問題となった。激甚化する災害に対応するため、山口県災害廃棄物処理計画などと「周南市災害廃棄物処理基本計画」の整合性を一層図るため、体制整備や処理方法の検討見直しを継続する必要がある。

■災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害規模に応じて、あらかじめ必要な人員数を整理しておくなど、人的支援の受入体制の検討が必要である。

■災害廃棄物の収集・運搬対策

- 令和6年能登半島地震では、建物等への被害が甚大であり、公費解体に伴う災害廃棄物が多量に発生し、仮置場に集積された解体ごみの運搬が問題となった。大量に発生する解体ごみを円滑に処理するためには、国・県・市の連携による広域処理先の拡充とその運搬業務を担う関係団体等の協力が必要となる。

■災害廃棄物の処理施設の整備

- 災害発生時に大量に発生する災害廃棄物を安定的に処理するため、更新整備する必要がある。

2 横断的分野

① リスクコミュニケーション

■地域コミュニティの強化

- コロナ禍の影響により地域活動が停滞したが、現在は地域のつながりの再構築に向けた活動が再開している。一方で、現在も地域活動が停滞している地域がある。
- 自治会の活動内容にばらつきがあり、防災活動に注力している自治会がある一方、組織として機能していない自治会も見受けられる。
- 市としても、災害時に機能する組織運営に向けた働きかけや自治会加入促進に向けた取組を積極的に支援する必要がある。
- 多くの市民センター等が築30年を超えており、既に法定耐用年数を経過している施設もあるため、築年数や耐震状況等を踏まえ優先順位付けを行い、適切な安全対策を進めていく必要がある。

■自主防災組織の活動支援

- 災害発生時において、共助の要となる自主防災組織の活性化を図っていく必要がある。そのため、地域防災の中心となるリーダーの育成を進めていく必要がある。
- 各自主防災組織で防災訓練や資機材の整備など様々な活動を実施しているが、更なる活性化が図れるよう引き続き支援する必要がある。

■防災意識の啓発

- 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災専門員による講座や市防災アドバイザー制度による講師の派遣、自主防災組織を対象とした研修会や防災シンポジウムの開催、広報紙や市ホームページによる広報活動、防災訓練等を通じて啓発を行っている。引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に取り組む必要がある。

■津波避難対策の促進

- 今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」に備え、防災訓練やシンポジウムなどあらゆる機会を通じて、津波に対する住民等の意識を高める必要がある。
- 令和7年に策定した周南市津波避難計画に基づき、津波浸水想定区域にあるすべての自主防災組織等が、地区津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、情報提供など必要な支援を行う必要がある。

■防災教育の推進

- 災害発生時の被害を軽減するためには、教職員・児童生徒等が災害関連情報を正しく理解することが重要であり、避難訓練等がより実践的なものになるよう、専門的な立場の方か

ら実地指導及び助言を受ける必要がある。

■地域防災リーダーの育成

○地域防災力の要となる自主防災組織が高齢化等の問題をかかえており、地域防災の中心となる人材の育成が重要である。そのため、県等関係機関と協力して、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

■災害ボランティア受入体制の構築

○大規模な災害による複数地区の同時被災では多くの災害ボランティアが駆けつけることも予想される。災害ボランティアセンターの開設場所は公共施設等が想定されることから、災害別の開設場所を事前に市と社会福祉協議会が協議しておく必要がある。また、ボランティアセンターが有効に機能するためには、開設までのスピードとその後の円滑な運営が求められることから、センターの人員受け入れに関する体制整備を日ごろから関係機関と共有する必要がある。

■災害ボランティアコーディネーターの育成

○社協職員が災害支援またはセンター運営に関する各種研修会に参加するなどして資質向上に努めている。また、被災地のセンターに運営スタッフとして職員を派遣し、被災地を支援しつつ、実践能力向上に努めている。今年度は県社協主催の「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」に参加し「調整役」の資質の向上を図ることとしている。しかし、県社協、市社協ともに災害ボランティアコーディネーター養成講座は実施しておらず、一般市民など社協スタッフ以外の「調整役」の育成が必要である。

② 老朽化対策

■公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○高度経済成長期とその後の約10年を中心として整備した学校・市営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設は、現在老朽化が顕在しており、その対応が必要である。

○公共建築物の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。

○公共建築物の老朽化等に伴う更新、修繕については、「施設分類別計画（個別施設計画）」に基づき実施する必要がある。

○インフラ施設は、これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。

○インフラ施設は、予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・

損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断する必要がある。

③ デジタル活用

■消防DX化の推進

○ドローン操縦者の養成を行うとともに、常時、運用ができるよう、機体の調達も含めて計画的に事業を拡大する必要がある。

■防災DX化の推進

○近年の集中豪雨や、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ地震、それに伴う津波に備えるため、より迅速かつ的確に、様々な媒体から避難情報を市民に伝達する必要がある。

○令和6年能登半島地震では、大規模地震に伴い非常に多くの災害対応業務が発生した。これに対処するため、避難所の管理や被害状況の確認など様々な業務にデジタル技術が導入された。南海トラフ地震など大規模災害に備え、防災業務のデジタル化を一層進める必要がある。

資料3 用語解説

()内は当該用語が出てくるページを示す。

Lアラート (P44-46, 48, 49, 65, 79)	自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディア通过对して一括配信するサービスのこと。
海岸保全施設 (P13, 32, 39, 44, 46, 62, 86)	高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。
感震ブレーカー (P21, 43, 78)	地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。
緊急輸送道路 (P21, 28, 39, 42, 44, 51, 55, 57, 61-63, 67, 78, 83)	地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。
クラウド化 (P59, 65, 76)	本計画においては自治体クラウドを指し、住民基本台帳・税務・福祉等の自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用するクラウドサービスを用いて複数の自治体で共同利用する取組のこと。
ストックマネジメント計画 (P23, 57, 66, 80)	処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。
サプライチェーン (P4, 11, 39, 60)	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
指定緊急避難場所 (P14, 47, 73)	住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。
指定避難所 (P14, 18)	災害の危険性があり避難した住民や被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。
信号機電源附加装置 (P18, 58, 76)	停電時、自動的に発動発電機が作動し、信号機に電力供給する装置のこと。
大規模盛土造成地 (P32, 33, 47, 86)	造成宅地のうち、いずれかを満たすもの。①谷埋め型で盛土の面積が 3,000 m ² 以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上のもののこと。
多面的機能 (P11, 31, 47, 63, 64, 86)	農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通してした教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

多面的機能支払(制度) (P31)	地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。
地すべり防止区域 (P22, 48, 79)	現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域(地すべり区域)と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。
中山間地域等直接支払 (制度) (P31)	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。
長寿命化 (P1, 23, 27, 30, 35, 37, 39, 42, 44, 51, 55-58, 60-62, 66, 67, 70 80, 83, 85, 89)	施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。
長寿命化計画 (P32, 44, 46, 62, 86)	維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。
内水 (P24, 45, 80)	河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(居住地)にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。
南海トラフ巨大地震 (P7, 8, 36)	南海トラフ(静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形)沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100~150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は60~90%程度以上とされている。
ハザードマップ (P24, 32, 35, 36, 39, 45, 46, 80, 86)	災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。
B C P (P15, 16, 19, 22, 23, 27, 30, 51, 53, 54, 57, 59, 60, 66, 71, 74, 79, 80, 82)	事業(業務)継続計画(Business Continuity Plan)の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
避難行動要支援者 (P25, 39, 43, 45, 46, 48, 49, 53, 54, 81)	高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

福祉避難所 (P25, 26, 39, 47, 81)	介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。
無電柱化 (P28, 42, 44, 70, 83)	電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。
予防保全 (P58, 60, 85, 89)	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。
リスクコミュニケーション (P13, 35, 39, 88)	リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。
マイナンバー利用事務系システム (P18, 19, 59, 65, 76)	社会保障、税、住民記録などのマイナンバーを利用した事務を取り扱う情報システムのこと。
内部事務システム (P18, 59, 65, 76)	人事給与、財務会計、契約管理、文書管理などの内部管理業務を取り扱う情報システムのこと。
グループウェア (P18, 59, 65, 76)	スケジュール管理、メール、掲示板などの職員が情報共有やコミュニケーションを円滑に行うための機能を備えたシステムのこと。

<改訂履歴>

- ・令和4年（2022年）3月：一部改訂
- ・令和5年（2023年）3月：一部改訂
- ・令和6年（2024年）3月：一部改訂
- ・令和7年（2025年）3月：一部改訂
- ・令和〇年（〇〇〇〇年）〇月：改訂